# 地域福祉計画に係る評価報告書 1-1 住民参加と協働の里づくり (1) 地域福祉の展成

資料A-1

項目	内 容	H25 実施状況・評価
地域福祉推進期間の設 定	・町民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保するため、地域福祉の推進期間の設定について推進しま	・各種団体等を通じて町民への周知を図るため、民生児童委員協議会等において地域福祉 推進計画の説明及び推進期間中の取組参加への呼びかけを実施した。
各福祉週間の充実	・町民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。	<ul> <li>・児童福祉週間 5月5日~5月11日</li> <li>・赤十字運動推進月間 5月1日~5月31日</li> <li>・民生委員・児童委員の日 5月12日</li> <li>・民生委員・児童委員強化活動週間 5月12日~5月18日</li> <li>・障害者雇用支援月間 9月1日~9月30日</li> <li>・発達障害者福祉月間 9月1日~9月30日</li> <li>・老人福祉週間 9月15日~9月21日</li> <li>・精神保健福祉普及週間 10月24日~10月30日</li> <li>・子とも・若者育成支援強調月間 11月1日~11月30日</li> <li>・児童虐待防止推進月間 11月1日~11月30日</li> <li>・児童虐待防止推進月間 11月1日~11月30日</li> <li>・介護の日 11月11日</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動 11月12日~11月25日</li> <li>・障害者週間 12月3日~12月9日</li> <li>・人権週間 12月4日~12月10日</li> <li>・民生児童委員協議会では、民生委員・児童委員強化活動週間にあたり、懸垂幕を役場庁舎に1ヶ月間表示し、町広報誌・CATVにより活動状況を周知した。</li> </ul>
連携のとれた福祉教育 の推進	・社会福祉協議会で福祉教育推進連絡協議会を定期的に 開催し、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支 援します。	・各学校と福祉の教育に関し連絡・調整を行っている。(社協
社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	・学童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクール や福祉講座(手話・点字・擬似体験)を支援します。	・各学校から福祉教育の依頼を受け「高齢者疑似体験」「車いす体験」「点字教育」「アイマスク体験」「高齢者の特性」「あいサボーター研修」など行っている。(社協・サマーボランティアスクール(小学校5・6年生・中学生対象)を行っている。受け入れ施設33施設・143人参加を実施した。(社協
	・福祉文集「ふれあい」の発行を通して福祉教育を進め ることを支援します。	• 廃刊(社協
	・高齢者・障がい者ボランティア養成講座の開催を支援します。	・開催していない。(社協
保育所、学校等が行う 福祉教育の支援	・老人施設や養護学校との交流を通して高齢者や障がい 者の理解の促進が図れるよう支援します。	・町社協では、福祉体験教室の開催等、学校からの要請に応えて随時対応している。(あいサポーター研修、疑似体験等々)(社協 ・ボランティアの派遣(障害施設の祭りのスタッフや敬老会への演奏スタッフなど)(社協
	・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。	・石見養護学校と協力し、学校公開日の広報を行い学校や生徒の様子を町民が見学し、理解を深める環境を構築した。(社協
	・福祉体験教室(擬似体験、手話等)を支援します。	
生涯学習課・公民館が 行う福祉教育の支援	・高齢者教室や、世代間交流の学習を通して、高齢者の 知恵や技の伝承の場づくりを支援します。	<ul> <li>・なかのふるさと探検隊(8月2日) まきもち作り(親和会と小学生との世代間交流)</li> <li>・地域のお宝を伝えるふるさと学芸員の育成。</li> <li>・公民館が主催するお月見会や探検隊、ひな祭りなど世代間交流をとおして、高齢者の知恵や知識を次世代に語り継ぐ機会を設けることができた。</li> </ul>
	・健康増進事業の推進(スポーツ大会、スポーツ講習会)の開催により健康増進の普及を協働して実施します。  ・邑南町食育推進計画の策定により食育の推進を図りま	・毎月第4士曜日をウォーキングの日とし、一番手軽に取り組めるウォーキングをみなさんに体験してもらい、ウォーキング人口を増やすことを目的に開催。保健課と生涯学習課(公民館)が共同実施しており、連携も深まり、参加者数が年々増加している。・生涯学習課主催のツーデイズウォークを今年度は瑞徳地域(出羽)で行った。保健課も協力し、歴史探訪と健康づくり両面からウォーキングを楽しんでいただいた。・高齢者体育大会(5月25日) 65歳以上の高齢者104名参加、石見東小学生ボランティア・中野醸造の里ウォーキング(6月22日)・子ども体操教室(8月26日、11月25日)・男の料理教室(毎月実施)・プラウンドゴルフ大会・もち花づくり教室・ゲートボール大会(春・秋)・グラウンドゴルフ大会・もち花づくり教室・特細エづくり教室・特細エづくり教室・・香の自然観察会(高原公民館共催)・秋の自然観察会(高原・布施公民館共催)・地区の整実語と保健課が連携して二日間を通してウォーキングを行った。今年は田所~出羽間の河岸 段丘とニツ山を歩いた。健康増進と歴史探訪を目的とした。・井原花桃ウォーキング(4月実施)・ひまわり教室・38体操教室(毎月1回)・12公民館巡回でウォーキングを開催し、地区の歴史探訪と健康づくりの両面で楽しん・12公民館巡回でウォーキングを開催し、地区の歴史探訪と健康づくりの両面で楽しん・12公民館巡回でウォーキングを開催し、地区の歴史探訪と健康で
	す。 -	た。
自治会、地区社協など の地域が行う福祉教育 の支援	う支援します。	・1 1 地区社協に福祉活動、福祉教育(福祉学習)の実践を要請した。(活動費の助成) (社協     ・いきいきサロンでの福祉教育として社協からスタッフを派遣して講演を行った。(社協
	・地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。	<ul><li>・介護予防計画を策定し、年2回介護予防計画推進会議を開催し、推進状況の確認を行っている。</li></ul>
②人権教育の推進 連携のとれた人権教育 の推進	・ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携の とれた人権教育が推進できるよう努めます。	・学校・公民館との連携により人権・同和教育の推進を図った。
	・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切にした学習活動の実践を推進します。	・全小・中学校で実施した。これまでの地域とのつながり、地域の特色、地域の人材を生かして、それぞれの学校独自の教育活動が展開されている。その教育活動が自分の未来、ふるさとの未来につながるより充実したものになるように、今年度は「おおなんドリー/学びのつどい」で発表する機会をつくった。他校の実践を交流することもでき、自分のオ来についての思いやふるさとへの愛着を深めることができた。このような学習は、各学校で子ともたちの思い、活動の場を大切にして展開されている。
	・人権、同和問題に対する理解を深める学習の推進、人権週間・旬間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。	・中野公民館人権教育学習会(11月22日)137名参加 共催 (平成25年度第1回町民大学 デフハンマー投げ選手による「壁を乗り越えて」)など全12公民館で人権講演会を開催 人権週間における人権講演会の開催、みんなで学ぶ人権講演会への参加により推進した。

支援	・自治会等で、子どもたちや高齢者などの世代間交流を 通し心の育成を図れるよう支援します。	・自治会等からの相談に応じて支援している。 ・鮎の掴み取り大会(子ども育成会と連携して)
2) 地区・団体活動の促 ①健康づくり活動への仮		<del></del>
	・生活習慣の基本は家庭にあるため、ますは家庭で取り 組むことができるようなテーマを決め、関係各課・公民 館・社会福祉協議会等が連携して生活習慣の推進を図り ます。	・子どもの頃からの基本的な生活習慣を確立するために、子どもを迎えるまでの妊娠期では両親学級、乳幼児期には健診や教室を保育所や関係課、関係機関と行っている。小学校以降は学校の中でテーマを設けながら、PTAや子どもたち主体の活動へも展開している。・医療機関や保育所・小中学校などの関係機関と母子保健検討会を開催し、家庭・保育所・学校・地域がライフステージを通した取り組みを継続していけるよう連携を図っている。
住民が主体の健康づくりの推進		・地域運動教室・ささえあいミニディサービス・認知症予防教室・いきいきサロン等の健康づくり・介護予防の教室を自治会や公民館単位、あるいはそれよりももっと身近な場において計画的に立ち上げ、活動を支援している。また、それに合わせて、健康づくりボランティアである健康サボートリーダーの養成を継続しており、それぞれが自分の活動しやすい事業に協力している。公民館や自治会と連携を図りながら、各地域における住民主体の健康づくり・介護予防の体制づくりが進みつつある。保健師業務も今後は、自治会を母体として、より主体的な活動に結びつくよう、若い年代の方の参画を促し、体制づくりをしていく必要がある。
公民館単位での健康づくり活動の推進	します。	・全公民館において健康づくり、引きこもり防止を目的とした「高齢者の健康と生きがいづくり事業」を実施している。 ・全公民館において健康づくり、介護予防を目的とした「高齢者の健康と生きがいづくり事業」を実施している。
	・体制の充実として送迎など交通手段の確保に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行います。	・上記事業については、運転手賃金も予算化されており、送迎を行うことで、より多くの方に参加していただける体制づくりをしている。計画的(年2回)に公民館主事会において、事業の進捗状況を確認している。また年度末には、当該年度度事業の評価を行い、より効果的な事業展開ができるようにしている。 ・各公民館主事と、随時、事業の進捗状況を確認している。今後も、当該年度度事業の評価を行い、より効果的な事業展開ができるようだしている。今後も、当該年度度事業の評価を行い、より効果的な事業展開ができるよう努めていきたい。
 ②世代間交流の推進		
ふれあいサロンの推進	世代間交流が促進できるよう支援します。	・11地区社協に自治会エリアでの世帯間・世代間交流としてふれあいサロンの開催を要請している。(12月末実績69開催・延べ1、996人参加)また、全地区社協が歳末ふれあい餅つき交流会をおこなった。(小学生以下67人・小学生136人・中学生2人を含む676人参加)(社協
③地区・団体活動の促進 集落(班)・自治会の地		矢上地区で夢づくりブランを策定
区活動の促進	民自らが地域の課題を発見し、解決できる地域づくりを 推進します。	
各団体の活動支援	・老人クラブ、障がい者団体や母子会等の各種団体の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。 PO活動、企業ボランティアの促進	・自主的な活動が継続できるよう、補助金の交付や社会参加促進事業の委託等により支援している。 社協 ・邑南町老人クラブ連合会、邑南町手をつなぐ育成会、邑智郡ふれあいの会の事務局を担当(社協 ・自主的な活動が継続できるよう、補助金の交付や社会参加促進事業の委託等により支援している。
ボランティア活動への参加の促進	・ボランティアへの参加が少ない青・壮年層を中心にボ	・11月第2土曜日を「邑南町ボランティアの日」とし、H23年度より各地区社協単位での開催を呼びかけ環境美化ボランティア活動を行った。(社協)・広報「おおなん社協」及びホームページでボランティア情報を発信。(社協)・高齢者の社会参加による介護予防を目的に介護支援ボランティア活動「きらり おおなん いきいき活動事業」 (町委託事業を実施。(社協)・公民館と社協の共催で、小学5・6年生を対象にサマーボランティアリーダー研修を久喜林間学舎で開催した。(社協)・表に社協、公民館合同でふれあい餅つき交流会を開催した。(社協・子ども会と公民館合同でふれあい餅つき交流会を開催した。(社協・子とも会と公民館合同での空き缶拾い(4月、出羽) 社協・市施地区銭宝の里クリーン作戦(8月、3月)実施。(社協・11月第2土曜日を「邑南町ボランティアの日」とし、H23年度より各地区社協単位での開催を呼びかけ環境美化ボランティアの日」とし、H23年度より各地区社協単位での開催を呼びかけ環境美化ボランティアの日」とし、H23年度より各地区社協単位での開催を呼びかけ環境美化ボランティアの日、さた公民館との連携を強化した結果、家族単位での参加や参加人員の増加につながった。・(社協)・公民館と社協の共催で、小学5・6年生を対象にサマーボランティアリーダー研修を青少年旅行村で開催し、キャンブファイヤー等を体験した。・歳末に社協、公民館合同でふれあい餅つき交流会を開催した。・井原地区ボランティアの日(11/30)高齢者世帯での訪問活動
- 般企業等のボラン ティア活動の促進	め、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけ	・8月24日号災害に伴い「邑南町災害ボランティアセンター」を設置し、企業・個人にボランティアの登録・提供を要請した。町内福祉法人3・施設事業所8か所から申し出があった。また、町内に支店を持つ金融機関や役場職員組合など申し出・提供があった。社協
ボランティア団体の横 の連携	・社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。	・邑南町ボランティアセンターで、相談、調整、情報提供を実施している。福祉施設などのイベント時のボランティアの調整・連絡を行った。(社協
	・既存のボランティアグループの活動が活性化するよう 支援に努めます。	・邑南町ボランティアセンターで活動費を助成。(1月末締め切り受付中)(社協 ・島根県ボランティアセンターと連携して邑南町社会福祉協議会のホームページ等で助成 情報を随時提供している。(社協
	 ・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。	・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。
⑤地域のネットワークご 公民館の活用	• 各地域の公民館が中心となり地域のネットワークづく りを進めます。	公民館、自治会、地区社協連携して・石見東小通学合宿(9月8~10日)会場:井原公 民館 ・銀山まつり・グラウンドゴルフ大会(さつきの園共催)開催 ・福祉セミナー(2月)
地域リーダーの育成の推進		・地域課題解決にむけての取組みや学習成果を語り合う集い「おおなんドリーム学びのつとい」を毎年開催している。今年度は町内の小学生、中学生、高校生及び大人が一堂に会し、邑南町の良さや暮らしの課題などについて学びまとめたことを、自分達の夢や願いを込めてプレゼンし、互いに聴き合い、意見交換した。

<sup>| 1-2</sup> 利用者の個性と権利を大切にするまちづくり (1)サービス利用者の権利擁護の推進

D権利擁護事業の普及促		
業)の普及・促進	会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。	
成年後見制度の普及・ 促進	・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、代理権を与えられた成年後見人等が本人を保護する成年後見制度の広報及び普及、利用の促進を図ります。	・権利擁護センターの利用状況は、H25年12月現在、法人後見受任数が14件、日常生活自立支援事業の契約件数が15件と、権利譲護の需要は急速に増加している。相談件数も1月50件となっており、中には複雑な相談ケースも多くあり、高齢化率40%を超え、独り暑らし、二人暮らし高齢者が増加している現状を考えると、今後より一層権利擁護事業を必要とする住民ニーズは増すと思われる。
	・社会福祉協議会が法人後見人となり、後見受任します。	・12月末現在14件を法人として受任。在宅で生活をされている方の後見もスタートした(在宅2件)知的障害や認知症・精神障がい者など専門知識が必要なケースが起きている。また、申し立てや制度に関する相談も急増している。(社協
民生委員・児童委員による情報提供	・民生委員が地域住民の生活実態を把握し要援護者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。	・高齢者、障がい者で支援を要する世帯に、民生委員が権利擁護のための情報提供を年間 を通じておこなった。
②苦情解決事業の充実 サービス事業者が行う	・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に	・介護・福祉サービス提供事業者が利用者等の苦情に対して相談窓口を設置しており苦情
苦情解決	対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。 ・第三者評価による情報の公開を進めます。	や不満の解決に努めている。 ・島根県運営適正化委員会主催の第三者委員、苦情解決責任者、苦情解決受付担当者及び福祉関係者を対象とした「福祉サービス苦情解決研修会」に介護相談員、地域包括職員で参加。苦情(サービスの質)の考え方について学ぶ。「第三者評価委員会は法人ごとだ
ᄼᇸᄱᆌᄝᅜᄜᆂᄴᄼ		が、地域全体であった方が真の質の向上につながるが今のやり方では自己防衛でしかない。」と講師先生の意見もあり、今後は邑南町全体で質の向上につながるような仕組みづくりが必要である。
介護相談員派遣事業の実施	ビスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至る	・介護相談員の活動状況を報告書により把握し、介護相談員・受入施設と三者連絡会で相互理解に努めた。全体の報告を受入施設へ送ることで他施設の取り組みから新たな気づきがあったり、新たに相談員と意見交換する時間を定期的に設ける施設もあり、介護相談員の活動の促進につながった。
2)要支援者への対応の		
D虐待や暴力を防止する 高齢者、障がい者	・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」によ	・精神疾患がある家族から、認知症のある親に対して虐待があった。また、男性の介護者が親に対して、精神的身体的虐待を行うケースも2例通報があった。全国的にも虐待を受けた方の7割が認知症だったというデータがある。意志の疎通がしにくく、介護の負担が大きいため、虐待につながりやすいと思われる。また少子高齢化の影響で男性が介護を担うことが増えたことや、慣れない家事や介護の負担が虐待の引き金になっていると考えられる。
児童、女性に対する虐 特・暴力の防止		・福祉課を窓口に実務者会議を2か月に1回開催するなど組織的に早期発見、情報収集等に取り組んでいる。また、庁内LANを活用した実務者のみがケース記録等を閲覧・書き込みのできる文書フォルダの作成により最新情報の把握に努めている。
	・DV防止法の理解を促進するために意識啓発・広報を行います。	・県から送付されたパンフレットを窓口や各公民館へ配布して啓発に取り組んでいる。
	ਰ <sub>.</sub>	・東部に女性センター、西部にあすてらす女性相談室があり、相談体制は整っている。窓口に相談があれば必要に応じて相談センター等へ連絡し対応する。
S	・必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。	・上位法に基づき、必要が生じた場合、警察と連携を図り対処する
②社会的孤立者対策の推 経済的自立のための支 援策の推進	進 ・資産・能力のある人については、その資産の活用と自 立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。	・個別に相談に応じアドバイスを行っている。(社協
	ができるよう「生活福祉資金」の活用を紹介します。	・「生活福祉資金」申請事務を実施している。「民生融金」の貸付を行っている。また、 生活困窮者からの相談にも個別に相談に応じている。(社協
	・低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。	・窓口、訪問対応や介護支援専門員、施設等と連携し、低所得であるために介護サービ 等の利用が困難な世帯について、社会福祉法人等利用者負担減免制度及び介護保険利用 負担減免制度により、低所得者への支援を行っている。
	・高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。	・認知症予防講演会(井原・中野・矢上・日貫・日和公民館 合同開催)9月20日・紅葉の三江線と三次の旅(三江線ツアー)・やまぐちのお離さまめぐり(カルチャーバス)・まんぶくまつり(公民館まつり)・狂言を学ぶ(カルチャーバス)7/9・閉じこもり防止対策として毎月1回、公民館において脳いきいき度チェックやカルチャーバスなどを運行している。・高齢者の関じこもり防止対策として、高齢者の健康と生きがいづくり推進事業により公民館まつり、地域巡り、カルチャーバスなどの際の送迎バスを運行し参加を促している。・地域ささえあいミニデイサービスを高齢者の身近な集落単位で実施し、社会参加や交流の機会や場を提供している。現在30ヶ所であり、今後も、活動グループの立ち上げや活動支援を行なっていく予定である。
	・民生委員や保健師による定期的な訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。	・今年度も引き続き、地域毎の民生委員会に出席し、その地域で閉じこもり・認知機能に下の心配のある方等の情報を出し合い、民生委員と連携し訪問したり必要なサービスになげるなど早期に支援していくよう努めている。
	ることにより状態の改善を勧めます。	・今年度は、基本チェックリストの未返信者に対して、在宅保健師が訪問し、医療が必要があるか、何らかのサービスにつなぐ必要があるか等の状況確認を行なった。
3潜在的な要支援者の把 各種機関・人的ネット	握の推進 ・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにく	・民生委員や地区社協との連携をもち個別の事例に関しては必要に応じて解決に向けて会
	・社会的加立など、福祉サービスの利用に高げっさにへい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。	

- 1-3 総合的に支える地域の福祉環境づくり (1)情報提供・相談対応の充実 ①情報提供の充実

f	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
地域の民生委員・児童 委員による情報提供	・民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。	・民生児童委員協議会に設置した専門部会(総務企画、地域福祉、児童福祉)が企画する 専門的研修に参加し、相談時の迅速な対応が図れるよう努めた。
	・世帯票の作成を行い、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。	・地域福祉係が整備した「要援護者台帳」を基に民生委員が福祉票の整理を行い、要援護者の把握を行った。
子育て等に関する情報 提供	・児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会 及び学校・保育所で行います。	・児童福祉審議会等を通じて次世代育成支援行動計画に基づき教育委員会、保健課、福祉課が同じ認識のもとに情報提供ができるよう取り組んでいる。
	・育児についての相談は、地域子育て支援センターが 行っており、子育てサロンなどを通して情報提供をしま す。	・地域子育て支援センターは東光保育所、東保育所で運営し、定期的な子育でサロンや出張サロンも開催している。社会福祉協議会も独自に子育でサロンを開催して支援センターのフォローをしている。
ボランティアに関する 情報提供	・ボランティア活動を推進するため、社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と町民の参加を促進できるよう支援します。	・ボランティア団体の名簿と活度をファイル化している。ボランティアセンターで必要な ボランティア情報を把握し、個々の団体に発信している。
ための情報提供	・障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所 と連携して、職業に関する情報を紹介します。	・雇用の相談があった場合は、ハローワークや福祉施設や相談事業所と連携し、情報を共有している。(社協 ・障害者の社会復帰を促進するため、相談支援事業所、公共職業安定所、その他支援機関と連携して就労の実現に努めた。 ・年度当初に予定していた雇用促進連絡会は開催できなかった。
②相談対応の充実	大ウキギハヘギケナンフェルに反手機関において 原	
在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	・在宅療養や介護を支えるために医療機関において、医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実に努めます。	・現在、4地域(羽須美地域・中野地区・市木地区・高原地区)において、「地域サービス調整会議」という形で、その地域の開業医を囲んで、介護保険事業所スタッフ・福祉課(包括)・保健課等で、医療機関と連携を密にした地域の高齢者を支える体制づくりについて協議する場として開催している。
	・福祉課、保健課、社会福祉協議会のネットワーク化を 充実し迅速な相談対応を図ります。	・年2回の介護予防計画庁内連絡調整会議や、社協・包括業務調整会議の中で、お互いの事業についての情報交換や、地域を支えるネットワークの充実に向けての協議を行なっている。今後も各関係課・関係機関と連携を密にして迅速な対応をしていきたい。
日常生活を支える相談体制	・地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。	・民生児童委員協議会では、民生児童委員が地域での相談に対応できるよう研修等により情報収集や知識習得に取組んだ。 ・民生児童委員協議会の支部・地区ごとでもケース対応や相談方法について委員間で情報交換。
	・社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談、出張相談、心配ごと相談、行政相談、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。	・法律相談を年6回、教育相談を年2回、女性相談を年3回開設するとともに、毎日相談等 (よろす相談) を町社協で実施している。女性相談おいては相談件数が少ない。(25年 2回計画→相談件数1件。法律相談に行かれるケースがあるため。) 社協
	・町民課では、人権擁護委員による人権相談日を設ける ほか、消費者問題についての相談にあたります。	<ul><li>・各地域毎に年4回人権相談所を開設している。</li><li>・無料法律相談所の開設日の広報(川本・浜田)</li><li>・消費者問題研修会開催 1回(各地域で開催)</li><li>・出前講座開催 3回開催</li></ul>
高齢者に関する相談体制	・高齢者に関する相談には、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう地域包括支援センターにより各種専門機関のネットワーク化に努めます。	・現在、社協や事業所、民生委員等とも個別のケースを通じての対応を通して、関係機関と情報交換を行っている。今後も各機関と連携を取って、迅速な対応をしていく方向である。
障がいのある人の相談 対応	・身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。	・権限委譲により町が相談員業務を委託した。 身体障害者相談員 新田守正さん 知的障害者相談員 前田玲子さん
	・障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。	・相談支援事業者として緑風園・姉 - ト ステー ションおりーぶ・ハートフルみずほが様々な相談に応じている。近年、サービス等利用計画作成の負担が大きく、相談支援業務に影響しており相談件数は減少傾向にある。
	・障がい者福祉施策は複雑であるため、それぞれの福祉 ニーズに対応するため、関係各課で連携して相談にあたります。	・障害福祉サービス利用の際は「サービス利用計画」の提出を求められることとなり、障害者は相談支援事業所、障害児は相談支援事業所または保健師・教育、保育機関と連携して計画作成に取り組んでいる。 ・地域自立支援協議会に連携の窓口を設け調整している。 ・判断が難しいケースについては、随時会議を開き協議をしている。
児童に関する相談対応	・地域における児童の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応します。	<ul><li>・民生児童委員が各担当校区の小中学校と連絡会を開催し児童生徒に関し情報交換。</li><li>・主任児童委員を中心に高校とも連絡会。</li><li>・個別ケースごとに児童福祉行政をはじめとする関係機関と課題解決に向け連携している。</li></ul>
	・学校においてはスクールカウンセラーを配置し、養護 教員、担任等が相談に対応していますが、関係機関との 連携が図れるよう支援します。	・島根県スクールカウンセラー活用事業により今年度は各中学校と瑞穂小学校に68時間スクールカウンセラーを配置した。瑞穂地域においては瑞穂小学校のSCと瑞穂中学校のSCを地域内の小学校へ派遣した。また、その他の地域では校区内の小学校に必要に応じて派遣を行い、小中学校間の連携を図った。また、県の配置時間内では対応しきれない場合を考慮し、町単で時間外(賃金)の予算措置を行い、緊急時や学校ごとの諸事情に対応できた。
		・SSWやたけのこ学級(町教育支援センター)との連携に努め、不登校児童生徒やその 保護者へのカウンセリングや学級内のコミュニケーションづくりに関するスキル学習など、児童生徒の支援を行った。
	・通級指導教室において発達障がい等の相談に応じます。	・児童生徒の困難さに応じた支援を実施するとともに、就学前児童を含めた保護者の相談に応じている。 ・通級指導教室の相談スタッフを中心とした合同相談会を年間通じて実施し、支援が必要な児童生徒及びその保護者、教員等の相談に対応し、相互の連携もとることができた。
	・社会福祉協議会では、教育相談を定期的に開催します。	・瑞穂小学校通級指導教室、関係機関(小・中学校)の協力を得て教育相談を年2回開催。 個別のケースについても随時対応している。(社協
母子家庭等に関する相 談対応	庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたりま す。	・邑南町無料職業紹介所の出張相談等で対応している。また、母子家庭等就業相談でも県 母子会の就業相談員と共に対応している。
つませるなほぼおも 内住		

| す。 | ③地域で各種情報を収集する環境の充実

(制度横断的) な情報	・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、消費者問題な ど、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施 します。	町民大学として中学校とのPTA研修に併せ防災教育、また、公民館の地域の課題解決に向けての講座に併せを実施した。いずれも必要課題について、確実に地域に反映し、行動に移すよう支援した。
	・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に 出前講座等を活用して支援します。	・福祉セミナー(2月)(田所) ・社協、地域のボランティアと公民館が連携しサマーボランティアリーダー研修を開催。また、通学合宿(口羽、瑞穂・高原・矢上・石見東・など)を開催。
FTTHを活用した情報環境の充実	・FTTHの整備が計画されていることから、その機能を活用して医療・福祉・介護等の生活情報の充実を図ります。	・FTTHを活用した「高齢者見守りテレビ」は、H25年度末で56世帯利用されている、離れて暮らす家族等とのつながりを実感するシステムとして喜ばれているが前年から9件減となっている。今後さらに福祉課や民生児童委員協議会に協力を求め利用促進を図りたい。
		・コミュニティチャンネルでは定期的に健康体操の放送や児童、高齢者を対象にニュースの取材等行っている。 ・公民館とケーブルテレビとの連携によりテレビ番組「伝えたいこの子らに~われらみちばた学芸員!~」を放映した。(5月18日~6月1日、11月30日~12月14日)
(2) 保健・医療・福祉の ①保健・医療・福祉の連		
福祉調整会議の充実	・福祉施設等の運営機関で地域福祉等、町の福祉施策の 共有と意見交換を行うため、福祉調整室が調整会議を開催します。	<ul> <li>高齢者福祉 7月</li> <li>児童福祉 6月</li> <li>障害者福祉 8月</li> <li>医療機関 2月</li> <li>代表者会議 3月(予定)で実施を行った。</li> </ul>
②ケアマネジメントの充 ケアマネジメント研修 会の開催	実 ・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、 ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメ ント研修会を開催します。	・ケアマネジメント研修会を2回開催した。1回目は「事例で見る住宅改修の実際」と、「事例により身体状況(症例)に応じた住宅改修のポイント」ということで、改修業者と理学療法士による講話、2回目は「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について」ということで、邑智郡総合事務組合介護保険課より説明をしていただいた。
事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	・地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議 において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通 して必要なサービスの開発・研究を行います。	・事業者連絡会年2回、サービス調整会議を羽須美地域、瑞穂(市木地区・高原地区)、石見(中野地区)で開催した。 ・サービスの開発・研究については、来年度地域ケア会議を開催し、個別の事例解決に向けた検討を通じて、その地域に必要なサービス・支援体制等について協議していく予定としている。
	・保健・医療・福祉・介護・の連携を深めます。	・定期的な会合を開催しながら連携を深めている。
ケアマネジメントの充 実	・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。	・ケースの状況に応じて関係者がケースカンファレンスを行い、適切なマネジメントを 行っている。
	・ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。	・介護支援専門員資格や社会福祉主事、社会福祉士の資格取得に努めている。
(3) 自立した生活ができ		
	プリーの推進と安全性の確保 ・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・ 改築をバリアフリー化に努めます。	<ul><li>・バリアフリー法や島根県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に従ってバリアフリー化を進めている。</li></ul>
	・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築 士等と協力して相談窓口の設置を検討します。	・バリアフリー法の関係から、島根県や県央県土整備事務所の建築部を相談窓口として紹介している。
	・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。	・「長寿社会のずまいづくり」相談員名簿で周知している。
	・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。	・実績なし
バリアフリーの意識啓 発と相談対応	・町の「バリアフリー条例」の制定を検討します。	・島根県ひとにやさしいまちづくり条例が制定されている。また、バリアフリーリフォーム助成事業の活用も進みバリアフリー化は定着しつつある。町の「バリアフリー条例」の制定の要否については検討を要すると思われる。
	・介護支援専門員や建築業者を対象としたバリアフリー に関する研修会の開催を図ります。	・ケアマネジメント研修会として、「住宅改修」について研修会を開催した。
	・介護や住宅に関する専門職のネットワーク化を図り 「住まいづくり研究会」の設立を検討します。	<ul><li>・「住まいづくり研究会」の設立は、専門職のネットワークが形成されていないため、設立に至っていない。</li></ul>
	のパス  ・ハザードマップを作成し、地域で高齢者・障がい者を 災害から守るための対応を推進します。	・防災安心の教科書を基に、地域住民が互いに協力しあい、要配慮者等の避難支援を行う 「共助の心」を育む啓発活動を、出前講座を通じて実施した。
	・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。	・防火に関する出前講座は随時開催している。 ・普通教命講習については、江津邑智消防組合により、新規に防災士の資格取得をした者 (10名)を対象として2回実施した。 ・日貴地区において、5つの自主防災組織が合同で防災訓練を実施するなど、地域が主体 の防火・防災教室が各地で実施されている。 ・防火訓練については各公民館で行っている。 ・公民館と自治会合同で防災学習会、防災講演会を開催した。
	・消費者教育、防犯活動を推進します。	・地域安全推進員、少年補導員と連携し、カーロック運動(調査及び広報)を実施し自動車等の鍵掛けを呼びかけた ・担当部局と連携し活動を行っている
	・こどもを守る地域活動を子供安全センターと連携して 推進します。	・子ども安全センターの11支部は、校区内の各種団体代表者や地元の有志の方々で構成し、支部ごとに青色防犯パトロールや通学路の安全点検、安全教室などを開催し、子どもを守る運動を展開している。
いた福祉関係機関の連 携・対応	・地域的災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設 等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図 ります。	「防災を考える集い」や瑞穂地域を対象とした「防災研修会」を実施し、関係機関の防災 意識を高めた。
福祉施設等の災害対応 の充実	・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避 難訓練等が定期的に実施されるように徹底を図ります。	<ul><li>・四ツ葉の里防災会議に毎年参加している。</li><li>・指定管理団体指導監査の際に実施の確認をしている。</li></ul>
災害ボランティアの養 成	・他地域の災害に対して救援活動を実施できるよう、社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。	・8月24日号災害に伴い「邑南町災害ボランティアセンター」を設置した。以降災害ボランティア登録を開始した。(社協

# **介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に係る評価報告書** 2-1 みんなで支え合う安心・安全な地域づくり (1)高齢者福祉サービスの充実

①福祉サービスの充実

資料A-2

<ul> <li>東京機会科学書への定認的な影響を行い、製造師のエレいで、 の会話をします。 の会話をします。 の会話をします。</li></ul>	項目	内容	H 2 5 実施状況 • 評価
(これ) 金色の大き (日本) では、1000年代では、1000年では、	緊急時体制	・緊急電話利用者への定期的な訪問を行い、緊急時の正しい使い 方を指導します。	・四半期毎に緊急通報装置設置審査会を開催している。申請があって非該当になった場合も、フォローが必要な方については、民生委員や保健師へつないで、見守りなどを入れていくよう合わせて協議している。また、業者の方でも、年1回定期点検に合わせて、よりわかりやすいパンフレットを用いて正しい使い方についての説明を行なっている。(H26年1月現在、設置者数105名)
の、東京を記せ合う。である。 1、17・2 アメリカーである。 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1			という事業である。 4年目となるが、利用されていた方が施設に入居されたり家族に引き取られたりするケースも多く、H25年12月末で、昨年度と比較して15世帯減の、56世帯の加入になっている。今後、ケアマネ等を通じてよりいっそう事業のPRを行ったり、加入条件を見直したりして、より多くの方が加入できるように努めていきたい。
へのアロトなに付くようが表現サービス中のかきまた。本稿を   中央に一大に同じたサービスの身入を使います。		り、集落福祉委員・郵便局員・ボランティア等色々な立場の方の	域の各組織等の協力が不可欠である。今後、地域の要援護者の把握、緊急時の対応のマニュアル 化、地域資源マップ作成など、緊急時の対応について引き続き各課・地域と協議を重ね、安心安
□ 1月のの地震を含くの連続しより含いを見てより結構の単位で表示の □ 1月ののは、	食の支援	への方向へ結び付くよう必要なサービス提供ができるよう体制を 較えます ・今後、民間サービス等を活用し、365日配食や病態別食事の提	認定者は概ね担当ケアマネからのアセスメント・申請。認定のない方については迅速に訪問し、
次人の設立と、対象を対している。 「		・町内の関連業者との連携により食材の確保や配達について検討	
では、では、「対象性できるような'4制監督を行います。	活への支援	必要な人に、介護予防の視点で計画を立てサービスを提供していきます。さらに一定の評価を行ない、自立へ向けて支援を行いま	護予防事業・一般高齢者施策等へつなげた。 ・二次予防対象者(運動器・口腔器・栄養状態低下者)は、総合型教室に案内し、教室開始時の アセスメント表や教室参加時と終了時の、「運動・栄養・口腔」の2回の評価結果に基づいて、
します。 ・	行いやすく するための	が利用できるような体制整備を行います。	院時、軽度認定者で必要な人に車椅子・特殊寝台・介助バーなどを短期間貸し出ししている。 H25.12月現在 42人に有償貸与。内訳ベッド40件・車いす2件・エアーマット1件
プくりの交流を行うクリーフリピングも表別の表別では、「政府の施」NA、会員が一向に会し、会変や交流、情報提其と各行っている。 説(ぐる・SULV2グ)を表別を設定する。大阪な家の第一 上して全家の利用や公理等、自治会観点と各有効が用し、小り ループで買いの主義を支え合う混巻様可します。 「実施なるのが、「大阪の公理等を実施しながら健康でしたの主義を支充している。「対しまるのプロープが実会が中自会機で月2回定期的に活動、「人の上プリピングの属として地域支援センターを設備しているが言葉文施されている。」 「カループリピングの属として地域支援センターを設備しているが言葉文施されている。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援センターを設備しているが言葉文施されている。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援センターを設備しているが言葉文施されている。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援センターを設備しているが言葉文施されている。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援センターを設備しているが言葉文施されている。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援・センターを設備しているが言葉文施されている。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援・センターを設備しているが言葉文施されている。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援・医性のようなの意味を表現しているが言葉文施されている。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援・医性のようなの意味を表現している。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援・医性のようなの意味を表現している。」 ・ 「カループリピングの属として地域支援・医性のようなの意味を見ばいる」 ・ 「カループロースの事業を表現している場所を表現している。」 ・ 「おしているの意味を表現している。」 ・ 「おしているの意味を表現している。」 ・ 「カループロースの事業を表現している。」 ・ 「カループロースの事業を表現しました。」 ・ 「カループロースの事業を表現しました。」 ・ 「カループロースの事業を表現しました。」 ・ 「カループロースの事業を表現しました。」 ・ 「カループロースを表現しまして、「大阪のから」」 ・ 「カループロースを表現しました。」 ・ 「カループロースを表現しました。」 ・ 「カループロースを表現しました。」 ・ 「カループロースを表現しました。」 ・ 「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しました。」 ・ 「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現しまして、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現して、「カループロースを表現		します。	・社協では一人暮らしを含め日常生活で必要な福祉用具の貸し出しを行っている。(骨折等一時的な貸し出しも行っている。)
変通体系の整備に、生活全般を支援するものであり、巡回バスの治療・・交通体系の整備に、全国・大田常生活に対象が、関連、生活を終るとして、現地であった。 ・ の		づくりや交流を行うグループリビングもその1つです。既存の施設(ぐるーぷリビング)を活用するだけでなく、身近な交流の場	いる。会員が一同に会し、会食や交流、情報提供などを行っている。 ・高齢者同士が身近な場所で仲間と交流しながら健康づくりをする場として、地域ささえあいミニデイサービス事業を実施している。現在30グループが集会所や自治会館で月2回定期的に活動している。 ・各地区の公民館を会場に高齢者の自主的活動で各種教室が行われている。 ・グループリビングの場として地域支援センターを設置しているが事業実施されていない。今後
変通体系の整備に、生活全般を支援するものであり、巡回バスの治療・・交通体系の整備に、全国・大田常生活に対象が、関連、生活を終るとして、現地であった。 ・ の	②交诵支援の弁	· 実	
選・	交通体系の	・交通体系の整備は、生活全般を支援するものであり、巡回バスの路線・体系見直しを行い、出かけやすい体制づくりを検討します。巡回バスの入らない地域への福祉タクシーの導入、また公的サービスで補えない部分については、NPO・ボランティア団体	線を確保している。現在、町の中心部を走る「邑南川本線」を軸にした地域内交通の整備を図っている。  ・生活交通検討委員会では幅広い声が反映できるよう、一般公募委員を交え検討が重ねられている。
地区利用者訪問や電話での状況の聞き取り確認をおこなった。 ・要介護3以上で選定きり、座位保持が外加なしてはおこなえず普通自動車で移動が困難な人への 移送サービスを柱協へ委託し行った。・登録者40人(内新規登録者11人)利用295回(H25年度12月末現在)今後も制度の周知を図り、利用を促進する。  3住環境の整備   住居の提供		援として、サービスを継続していきます。	通。 ・H25年度新規利用登録者(12月末現在)石見地区2名(1世帯) ・H25年10月、羽須美地区江平・上ヶ畑集落は「けんこう号」の運行により、対象地域から外
・日常生活に見守りが必要な人に対して、病院からの退院直後・			地区利用者訪問や電話での状況の聞き取り確認をおこなった。 ・要介護3以上で寝たきり、座位保持が介助なしではおこなえず普通自動車で移動が困難な人への移送サービスを社協へ委託し行った。・登録者40人(内新規登録者11人)利用295回(H25年
一方の	③住環境の整備		
対し、居住(高齢者生活福祉センター)の利用決定を行います。 入所後も生活が支障なく行えるよう、引き続き支援を行います。 ・ 大所中に介護が必要になった方の処遇について本人、家族、ケアマネ、主治医と一緒に話し合い、本人の生活の場の確保を支援する。 ・ 居宅で養護を受けることが困難な方への施設として養護者人施設入所の役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部のサービス利用により生活支援を補います。 ・ 養護者人木一ムに措置を行い、日常生活の支援・介助が必要な人には本人の意思に基づき、介護保険サービス利用により生活支援を補います。 ・ 養護者人木一ムに措置を行い、日常生活の支援・介助が必要な人には本人の意思に基づき、介護保険サービス利用により生活支援を補います。 ・ 養護者人木一ムに措置を行い、日常生活の支援・介助が必要な人には本人の意思に基づき、介護保険サービス利用できるよう調整。措置人数56人(町内施設43、町外施設13)町内施設のうち外部サービス利用者29人うち要介護3以上認定者10人(要介護3-4人 4-4人 5-2人)・ストック改善事業を実施しました。(矢上団地1号棟12戸、2号棟12戸)・ストック改善事業(地域の特性に応じた再生・活用)により、既存の住宅を計画的に改修	任居の提供	冠婚葬祭等短期間に利用できるサービスとして、短期入所生活介護があります。在宅生活を行うための準備や、家族の介護を支援	疲労等を理由に支援を行った。緊急時の対応や安心した生活支援をすることができた。
設入所の役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部の サービス利用により生活支援を補います。 ・高齢化に伴い、住みにくくなってきた公営住宅を、高齢者が住 みやすいよう環境を整備することが大切です。(風呂場・段差解 消・手すり等)住宅マスタープラン(地域の特性に応じた住宅の 供給を促進し住宅の整備に係る計画)・ストック改善事業(地域 の特性に応じた再生・活用)により、既存の住宅を計画的に改修		対し、居住(高齢者生活福祉センター)の利用決定を行います。	(H24年度1月末現在 審査会3回開催 現在入所者16名) ・入所中に介護が必要になった方の処遇について本人、家族、ケアマネ、主治医と一緒に話し合
みやすいよう環境を整備することが大切です。(風呂場・段差解 消・手すり等)住宅マスタープラン(地域の特性に応じた住宅の 供給を促進し住宅の整備に係る計画)・ストック改善事業(地域 の特性に応じた再生・活用)により、既存の住宅を計画的に改修		設入所の役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部の	護保険サービスも利用できるよう調整。措置人数56人(町内施設43、町外施設13)町内施設 のうち外部サービス利用者29人うち要介護3以上認定者10人(要介護3-4人 4-4人 5-2
		みやすいよう環境を整備することが大切です。(風呂場・段差解消・手すり等)住宅マスタープラン(地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画)・ストック改善事業(地域の特性に応じた再生・活用)により、既存の住宅を計画的に改修	・ストック改善事業を実施しました。(矢上団地1号棟12戸、2号棟12戸)

### 4公共施設のバリアフリー化

|公共 施 設 の|・各公共施設が高齢者・障がい者にとって使いやすい施設である|・老朽化した施設を中心に各施設の状況を把握し、利用度・必要度を考慮して適宜見直しを図るよう努め ア フ か (トイレ・段差・スロープ等) 点検に努めます。 ている。 リー化

### ⑤福祉サービスの決定・評価の体制づくり

福祉サービ ・対象者に必要なサービスが提供できるために調整・決定会議がスの決定・ 必要です。定期的な評価・見直しを行い、前述のようなサービス 評価 を適切に提供していきます。

・地域において、保健・医療・福祉のネットワークづくりと、処遇困難事例への支援を主な目的とした、地域サービス調整会議を羽須美地域・石見地域:中野・瑞穂地域:市木で実施してい る。今後も地域のネットワークの強化や、より充実した支援体制整備のため、地域サービス調整 会議の開催場所を増やしていく方向である。 ・地域包括ケアシステムに位置づけられている地域ケア会議を来年度から本格的にスタートさせ ていく予定。

### (2) 地域づくり(見守りネットワーク)

### ①地域づくり

項目 地域づくり H25 実施状況•評価 ・年2回の介護予防計画庁内連絡調整会議の中で、構成メンバーである福祉課・生涯学習課・保健課・農 林振興課・社会福祉協議会の職員が集い、それぞれができる地域で支え合う体制づくりについて協議して ・地域コミュニティーごとの自主的な活動として、健康づくり・ 生きがいづくり活動を実施していくため、公民館を中心とした生 の意識啓発 涯学習活動、生涯学習課の行っている、地域づくり等 関係機関と いる。また今後も、住民への地域づくりのための意識啓発について、横の連携を密にしながらすすめてい く方向である。 の連携をとり、地域の体制づくりを推進します。 ・要介護状態になる前から、将来 家族が介護状態になったときに ・全町をあげて、若いときから健康づくり・介護予防に積極的に取り組み、たとえ高齢になって どう支えていくのか話し合っておくことが必要です。また、高齢 も、生きがいを持って自立した生活をするため、自らの自助努力と、それを支える地域づくり、 者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供し 健康づくり・介護予防の推進体制づくりを進めていくための「介護予防計画」を平成23年度に作 成し、そのダイジェスト版で、出前講座・地域運動教室・楽々はつらつ教室(介護予防事業)等の場で説明し、意識啓発し、自分のこととしてとらえてもらう取り組みを行った。来年度は、介 ていきます。 護予防大会(仮称)を開催し、住民の方とともに介護予防の必要性について考える機会の一つと 活動の担い・地域コミュニティー活動の担い手となるリーダーを積極的に発手づくりの 掘・育成するとともに、リーダーの積極性・向上心が持続するよ ・しまねいきいきファンドの紹介や相談会・研修会等を広報・紹介している。 推進 うな支援を行います。 支 え 合 い|・民生児童委員や地域の情報をもとに、1人暮らし老人・高齢者|・民生児童委員協議会の支部会や地区会に参加し、地域の高齢者や要援護者の状況把握、情報交 ネットワー夫婦世帯等状況を把握します。 換を行っている。 クづくり ・社会福祉協議会・福祉活動専門員や地区社協の協力を得て、自 ・福祉活動専門員は、民生委員協議会や地区社協の会合に出席し情報交換をしている。 |治会・集落等身近な地域での見守りネットワークを構築していき|・高齢化による地域の脆弱により昔の互助・共助のしくみが薄れていく中で、自治会や集落単位 で独自の形で地域のネットワークが構築されている地域もあるので、今後、自治会なり集落単位なり、何らかの形で地域の見守り体制ができないものか、情報交換・意見交換をを行なう機会を 作っていき、地域で安心して住み続けられる地域づくりを進めていきたい。 ・1人暮らしの会、いきいきサロンなどの事業を実施しているが、今後も公民館や社協等と連携して、高齢者の出かける場づくりを進めていきたいと考えている。 ・近隣の高齢者同士が近所で集い交流できる場の1つに「地域ささえあいミニデイサービス」がある。H24年度に補助金の見直しをおよりに対しているのでは、イントラストラストのものとし ・近隣の高齢者同士が近所で集い交流できる「場つくり」を推進 できるよう検討します。 て、各ミニデイサービスへ運動指導士が出向いて運動指導と、合わせて認知症予防の啓発を行っ

## ②認知症高齢者を支える体制づくり

意識啓発 ・支援の必要な高齢者やその家族を地域で支えていけるよう、認

・民生委員による認知症の方の地域での見守り、気になる方の早期発見、早期対応等についての |知・うつ・閉じこもり・介護等についての理解を深めていきま|役割が非常に大きいことから、民生委員会に合わせて、認知症サポートリーダー養成講座を実施 した。受講した民生委員の方々より、「認知症の方の辛い気持ちなども聞かせてもらい、認知症を正しく理解し、見守ること・寄り添うことの大切さを改めて感じることができた。」などの意見が聞かれていた。また、うつ予防については、保健課を中心に、出前講座等で予防・早期発見・早期対応の重要性について意識啓発を行った。

・高齢者になっても地域で暮らし続けられることができる地域づ くりを推進し、出前講座等活用した学習会を自主的に開催できる よう支援します。

・高齢になっても地域で安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、地域の支え合いや声 の掛け合いが重要であることを認識してもらうよう、地域包括支援センターや社協で分担して、 出前講座等で話している。

充実

の紹介と実際にサービスに結び付くよう調整を行います。

・現在各支所にある各種相談窓口をより周知するとともに、地域|・地域包括支援センターを中心に、各関係機関と連携を取りながら、認知・うつ・閉じこもり・ 包括支援センターと連携をとり、認知・うつ・閉じこもり・介護 介護等に関する情報提供・専門医療機関の紹介・利用できるサービスの紹介と実際にサービスに 等に関する情報提供・専門医療機関の紹介・利用できるサービス 結び付くよう調整を行っている。

・民生児童委員・医療機関・地域の自治会と連携し情報収集を行 います。

・各地域の民生委員会に参加し情報交換したり、医療機関とはサービス調整会議(現在、羽須美 地域・瑞穂地域・石見地域で各1カ所づつ開催。)の中で、情報交換し、支援の必要な方へ早期対 応ができるよう話し合いを行っている。

個別支援の 充実

・虚弱となつた高齢者には日常生活への支援が必要であり、また 症状も個人差が大きいため、個別支援が必要となります。個別相 談・指導の必要な人は地域包括支援センタースタッフや保健師が 訪問し、状況把握を行った上で毎月の調整会議で検討し、それに 基づいたサービス提供を行います。

前期高齢者の中で、基本チェックリストによる危険群・大学健診の認知・うつ機能低下者に対 しては、保健師が状況確認を行い、必要な方を治療あるいはサービスにつながるよう個別で働き かけを行った

・後期高齢者については、地域包括支援センターから介護予防事業へお誘いし、閉じこもり予 防・認知機能の低下を防ぐよう働きかけを行った。また、「基本チェックリスト」の未返信者には、在宅保健師による個別訪問を行って、必要に応じて、医療・福祉サービス等の紹介をした。

家族に対す・支援の必要な高齢者を支える家族の精神的・肉体的負担が大き る支援の充|いことから、関係スタッフが随時悩みの相談に応じます。また、 家族介護者教室を開催し、 ・情報交換・仲間づくり を行い、介護者の精神的な支援を図ります。

・家族介護者のリフレッシュを目的に、家族介護者交流会を11月19日、20日、21日の3日 間開催。「笑でリフレッシュ」をテーマに落語とレクリエーションを介護者教室として開催し、 昼は邑南町のA級グルメ体験をしてもらった。日頃の介護疲れを解消し、仲間づくりの一助とし てもらった。

・今年度から、石見地域に「介護者家族の会」を立ち上げ、毎月第3月曜に介護者が集う場を提供。同じ境遇の者同士で何でも語り合える場ができたことで、一人で抱え込まないよう伝えるこ ともでき精神的な支援が可能となった。次年度は、希望があれば羽須美地域、瑞穂地域にも立ち

ネットワー

クづくり

本人と家族 ・支援の必要な高齢者が在宅で生活するためには、家族介護だけを 支 え る では限界があり、地域で支えていく体制づくりが必要です。ボラ ンティアなど公的以外のサービス調整に努めます。

・高齢になっても地域で安心して暮らし続けられる地域づくりのためには、地域の支え合いや声 |の掛け合いがいかに重要であるかを認識してもらうために、要請のあった自治会や集落、老人ク ラブの会合に出向いて介護予防等の説明を行っている。

きらりおおなんいきいき活動事業やシルバー人材センター事業を推進している。

・\*1キャラバンメイト・\*2認知症サポーターの位置づけや役 割を明確にするとともに、育成を継続して行います。また、活動交流会や研修会を行い、質の向上に努めます。 ・民生委員を対象に、認知症への理解を深めるなどの目的で、認知症サポーター養成講座を実施

<u>項目</u> ボランティ	内容 ・ボランティア活動の活性化を図るため 町民のボランティアに	H25 実施状況・評価 広報「おおなん社協」で活動を紹介し、合わせて啓発活動を行っている。11月の第2土曜日を「邑南町
ጥ ノンティ ア活動 の促 隹	対する音識啓発を行うとともに、ボランティアセンターを中心と	「日本のはんればい」でおりている。 「日本の第21年日で「日本の第21年日で「日本のボランティアの日」と定めて地区社師・公民館・ライオンズクラブ・スポーツ少年団・学校などに参加を頼をし、美化活動を行った。各地域で生活道路の美化活動が行われた。ボランティア参加の意識が定着しつつある。また、「あいサポーター研修」の中でも障がい者が地域で生活し続けるためには、地域の理解や協力が必要と訴えている。研修受講者にはボランティアの重要性が理解されている。
	・きらりおおなんいきいき活動事業を推進していきます。	・事業評価委員会及び社協との調整会議を定例で開催し、事業評価を行い課題を解決しながら登録及び活動推進を行った。新聞発行、登録者へのアンケート、活動継続の調査を行い、更新した名簿を施設に送付した。前期の報告では活動が増え、ポイントの交換者も24名あった。今後も、宣伝と啓発、コーディネートを継続していくことが必要である。(受入団体87・昨年比-2・受入機関・団体46。活動日数529日・活動時間2,069時間・延べ活動人員813人・実活動人員168人昨年比で微増となった。
老人クラブ 活動の支援	くりのための社会活動を行うことにより、老後の生活を豊かなも	
くり白主グ	プがあります 各地で様々なグループが立ち上がるよう。行政が	・ねんりん工房・智恵工房・若返り館では高齢者の自主的な活動がされており、社会福祉協議会ではそぞれ新規会員の勧誘に努めている。・いきいきファンド事業を活用して平成25年度では「日貫地区の史を伝承する会」「天国に一番近い里川角」の2地区が採択された。毎年、広報及び申請にかかわり活を支援している。
民生児童委 員の活動支 援	・民生児童委員は、町民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として期待されていますが、担当エリアが広く全体をカバーするのが難しい状況です。また、地域のつながりの希薄化とともに活動しにくくなっています。今後、近隣・身近な社会資源を活用して、高齢者の状況が把握できるシステムづくりを行うとともに、民生委員を中心に地域で高齢者を支援していく体制づくりを行います。	・民生児童委員の役員会・定例会や各地域での会議に参加をしている。 ・社会福祉協議会では地域福祉サポーター(11地区社協エリアごとに1名配置・民生委員から就任頂た)を配置し、見守り体制等の協議を始めた。・民生委員会と共催で「おせち料理配布事業」を行ったり、邑南町総合社会福祉大会を老連・民協・社協3者共催で行っている。人暮らし高齢者見守りの一環して「自ら声を発する提言」を行っている。
社会福祉協 議会活動の 支援	ており、行政と連携して住民参加型の地域福祉活動の推進が期待	全地域に「地区社会福祉協議会」があり役員構成に民生委員・集落福祉委員(委員長)・自治会長や自会福祉委員が主要なメンバーとなっている。各地区社協毎に地域での見守りや外出の機会・課題等を解するよう活動が行われている。町社協は「地区社会福祉協議会」を支援し、共に課題の解決に向けて協している。また、H23/24しまね流自治会区福祉活動助成推進事業で各自治会毎に計画を作成された。計画実施に向けて町社協が協力する。
各事業の支援		
<u>項目</u> 生きがいづ くり活動の 支援	内容 ・自主活動やボランティア活動に対して、活動が継続できるよう な支援体制を整えます。また、それにあわせてリーダーの育成を 行います。	H25 実施状況・評価 ・生きがいづくり活動の支援として、各種助成事業の紹介や申請の援助をしている。 ・地区社協や公民館と協力し地域のボランティアや自主活動に対し、情報の提供や器具の貸し出しなど行った。
ロン・生き がいと健康 づくり事業	・福祉ブロック・公民館単位に取り組まれている各事業に対し、 虚弱な方を含めて参加しやすい体制づくりをおこないます。介護 予防が必要でも、参加に結びつかない方があることから、対象者 の把握と参加勧奨を積極的におこないます。	
の支援	・内容や開催回数の調整を行い、本来の目的である介護予防の役割が担えるよう支援していきます。	・地区社協で介護予防の必要性を話し合っている。 いきいきサロン他地域行事に参加できるよう啓発している。いきいきサロン開催回数68回・参加者1024人(平成25年12月末現在)ふれあいサロン開催回数11回・参加者596人(平成25年1月末現在)・介護予防が必要な虚弱な高齢者には介護予防プランの中にサロンや健康づくり事業を取り入れ参加勧をしていくことが必要である。
社会参加の 促進	・シルバー人材センターを各地域に整備するよう努め、それぞれの地域の人材発掘・育成、サービス提供体制を整えていきます。	・シルバー人材センター登録者数111人(男90・女21)受注件数583件(平成25年12月末)・依頼内容は、草刈り、伐採、剪定、雪かきなどが多い。随時相談や登録に応じている。高齢者や害者の個別ニーズに対して、シルバー人材や相談事業で対応している。
・シルバー 人 材 セ ン ター	ランティア活動への参加や地域行事への参画等を通して、地域に	・シルバー人材センターでは生きがい・やりがいを持っていただくため、また高齢者や障害者の生活をえるため福祉要素の強い要望に応えてきた。25年度については石見地域での会員減少によりニーズを断りしなくてはならないケースが頻発した。瑞穂・羽須美地域では受注件数・金額ともに減少傾向にある。
• 農業活動	業はもとより 集落受農等農業の場で 高齢者の持つ知識や こ	集落営農組織に対し、高齢者の活用を視野においた経営の多角化を推進した。25年度からミニトマトの産を行うため、24年度に2組織でビニールハウスを整備し体制を整えた。ミニトマトの出荷調整作業は毎日多くの人員が必要であり、高齢者の積極的な取組が不可欠となる。連日の作業参加は交流の場とし機能し、組織の生産性の向上が高齢者の生きがいとなることに期待する。
・世代間交 流の促進	・世代間交流により、高齢者の知恵や体験を、若い世代に伝える場づくりを行います。	高齢者の健康と生きがいづくり推進事業やふれあいサロンを実施し、世代間交流・健康づくりにでいる。また、地区社協に対して「地域歳末餅つき」を依頼して、各地域が実践された。   人暮らし高齢者や高齢者世帯への配布も行うが世代間交流を目的としていて、就学前児童67

### 2-2 地域でいつまでも暮らせる環境づくり

(1)介護サービスの基盤整備 ①制度の安定的運営の取り組み

	運営の取り組み	,
	上は大切で、研修を充実します。	H25 実施状況・評価 ・ケアマネ研修会にて「住宅改修」について、介護保険課、PT、福祉用具業者を招き、説明してもらった。事例検討をグループディスカッションで行い、質の高い研修になった。また、「軽度者への福祉用具貸与」について、マニュアル化がされ、介護保険課より、研修にて説明しても
	・保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。	らい、より明確になった。  ・「ケアプラン点検」を介護保険課と合同で実施している。要介護者、また介護者へ寄り添いな   がら自立を支援するケアプラン作成のための研修会が必要である。
	・介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のブランを 充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。	
広報活動に	での見直しによる今後の対応 ・町民に介護保険制度の理解や協力を得るため、広報紙やケーブ ルテレビ、出前講座を活用し、理解の促進を図ります。	パンフレットを活用し介護保険制度の理解の促進に努めた。
	・高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まいなど生活 支援サービスを切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムの核 となる地域包括支援センターの機能を充実します。	
		・認知症の人を地域で支える町づくりのひとつとして、民生委員を対象に「認知症を正しく知ろう」という演題で講演会を開催した。講師は、島根県キャラバンメイトの方にお願いし、「認知症サポーター養成講座」を兼ねた形で開催し、今回受講された57人の方が新たに認知症サポーターとなっていただいた。 ・権利擁護については、権利擁護センターがH24年4月にスタートし、現在(H25年12月末)「法人後見受任数」が14件、「日常生活自立支援事業」1件と、契約件数が15件となっており、「法人後見受任数」については県内で一番多くなっている。高齢化率40%を超え、今後一層権利擁護事業を必要とする住民ニーズは増すと考えられる。
	・養護老人ホームの外部サービスについて利用者やその家族の理解を得ること必要です。また、重度化した利用者に対して、速やかに適切なサービスにつながる体制づくりを検討します。	・入所者が重度化することによる利用者全体へのサービスの質が低下することが懸念されていたが、昨年度、処遇適正化についての協議検討していく体制づくりを提案し、重度化した入所者について施設や家族と話し合いを行い、処遇困難となっていた入所者を介護保険施設等へ繋げることができた。 ・今後、適切な時期に適切な関わりをもち適切な処遇が受けれる仕組みづくりをすすめていくためには、介護保険施設の理解と協力が一層求められる。
サービスの 充実	・住み慣れた自宅で自立した生活が送れるよう、介護保険サービ	・高齢者の状態や意向に沿えるサービス提供ができるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」 の体制整備を踏まえ、介護予防を目的とした定期的な訪問による安否確認や生活管理指導のサー ビスを検討していく。
項目	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	H25 実施状況・評価
門員の質の向上	行います。	・介護保険課と連携し、毎年「ケアプラン点検」に取り組んでいる。広域保険者と構成3町で、 提出されたプランに対する助言や評価を行い、自立支援に向けたプラン作成がなされている。介 護支援専門員は、積極的に介護支援専門員専門研修を各自受講し知識・技術の向上に努めてい る。
	・施設や在宅における高齢者等の虐待防止を推進します。	・施設やケアマネからの相談に早期に対応し高齢者虐待防止を図っている。
ス ・ 施 設 サービスの 質の向上		
XVIOL	スの提供を推進します。	・在宅での自立支援の援助ができるよう、介護保険サービス以外の制度やインフォーマルサービスについても提案しプランへ組み込み、サービス担当者会議で意思統一を図った。 ・10月から新規の介護相談員1名が加わり10名となる。受け入れ施設は11施設で相談活動をおこなった。
3サービス評価介護相談員	「の推進 ・町広報等により介護相談員の活動状況や第三者評価の取り組み	・介護相談員の活動状況を報告書により把握し、介護相談員・受入施設と三者連絡会で相互理解
の活動の促進と第三者	状況を掲載し、啓発に努めます。 ・連絡会等を開催し、介護相談員の活動支援をします。また、介護相談員の研修を支援します。 ・介護保険施設等が、自己評価や外部評価の取り組みを推進するよう働きがけます。	に努めた。全体の報告を受入施設へ送ることで他施設の取り組みから新たな気づきがあったり、 新たに相談員と意見交換する時間を定期的に設ける施設もあり、介護相談員の活動の促進につながった。
相談窓口の充実	・苦情・相談等の窓口相談を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。	・地域包括支援センター・各支所福祉係が窓口となり対応してるが、支所対応が困難なケースは、地域包括支援センターと連携し、各関係機関とのサービス調整を行っている。
	ごス提供のための体制づくり	
できる体制	・保険者として定期的な給付の点検を行います。	H25 実施状況・評価 ・介護保険課と連携し取り組んでいる。
づくり	・介護認定調査の研修に積極的に参加し、適正な介護認定基準に 沿った調査を行います。	・認定調査を行う職員は県や介護保険課が行う調査員研修に参加し、適正な調査に努めている。
適切なサー ビス提供が できる体制 づくりの推	ことにより悪化の予防を行います。	・各地区での民生委員会の定例会への出席や、地域ごとのサービス調整会議を開催。適切なサービス提供につながらない地域で気になる方、課題のある方等の情報を把握し、処遇改善等介護支援専門員等と情報共有しながら適切なサービス提供がされるよう努めた。
進	・サービスの必要性が高い高齢者に対しては、地域のネットワークにより情報が把握できる体制を築き、必要なサービスを提供し要介護状態にならないよう支援します。	
①介護保険事業	事業の円滑な運営 後の円滑な推進	
項目 事業の円滑 な推進	内容 ・事業の評価や分析を積極的に行い、今後の方向性を示せる体制 づくりを進めます。	
	・介護保険制度の理解を深め適切な利用を促進するだめ、町民が  集まるいろいろな機会を捉えて説明を行います。また、年齢層に	・出前講座等で要請があれば対応できる体制づくりを行なっている。ニーズ調査の結果報告を各 地域で予定している。
	応じた広報媒体を使い広報活動を行い制度の周知を図ります。	
生計困難者 に対する対	応じた広報媒体を使い広報活動を行い制度の周知を図ります。 ・町広報紙、事業者連絡会等において周知し推進します。	・各事業所の介護支援専門員と連携し、推進している。 ・随時対応している。

## (5)要介護状態になっても生きがいを持って暮らせる支援 ①生きがい活動の支援

	3-22122	
項目	内容	H 2 5 実施状況 • 評価
生きがい活動の支援	・要介護者及び家族から生きがいや楽しみ活動の要望があった場合、近所、集落、自治会、NPO、ボランティア等で支援できるような体制づくりを行います。また、調整役やリーダー育成を図ります。	
	・自治会や集落で取り組まれている地域福祉活動の実態を把握 し、住民と連携して体制づくりを推進していきます。	・地区社協や自治会と連携を図ることで実態の把握に努めている。また、福祉団体助成(社協独自)やしまねいきいきファンドなどの各種助成・補助制度の紹介など行っている。

2	②家族・地域介護者支援体制の充実				
	的負担の軽	・生計困難な世帯で、高齢者を介護している家族の経済的負担の ・25年度助成対象者は29人で内新規対象者は12人、死亡者4人、施設入所者6人(H25年 軽減を図るために、介護用品購入費助成等により要介護高齢者が 12月末現在)			
	減	在宅で引き続き生活ができるように支援していきます。			
	家族介護者 の支援	者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を専門のスタッフに来てもらい説明や指導・助言をしてもらった。			
		実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減 ・認知症に対する正しい理解と対応についての話をもっと聞きたい、そういう教室をもっとやっ を図ります。			
		域単位で行っていた認知症講演会の復活や認知症教室を開催する必要性を感じる。			
	地域の支援 体制づくり	護ができるよう知識や技術を習得してもらい、活躍し得る人材をト養成講座を受講していただいた。今後も地域で認知症へ方への理解を深め、地域での知識の普			
		養成していきます。また、そういった人たちの活躍の場を提供し 及啓発の一役を担っていただける人材の育成を図っていきたい。 ていきます。			

## 2-3 介護予防と地域包括ケア体制の強化

(1)介護予防(	3		
項目	- <del>                                     </del>	H 2 5 実施状況 • 評価	
介護予防推	・生活をより活発に行ったり、社会参加することにより介護状態を防ぐことができます。要支援・介護状態にならないための意識 啓発を行います。特に、高齢期を迎える前から、介護予防の意識 を持てるよう啓発を進めます。	・公民館での健康と生きがいづくり推進事業・出前講座を通じて意識啓発を行った。また、楽しみながら自分のペースで介護予防・健康づくりに参加できる介護支援ボランティア制度についても引き続き周知し、登録者の増加につながっている。	
情報収集の 支援	・基本チェックリスト・主治医・民生委員・保健師・本人・家族・近隣からの相談・訪問等により生活の機能が低下している高齢者を早期発見できる体制づくりが必要です。虚弱な高齢者(特定高齢者)・予防給付への適切な働きかけをます。	・前期高齢者は特定健診、後期高齢者は健康診査時に基本チェックリストを行い、その結果から 二次予防事業対象者を抽出し、対象者については、個別に事業への参加のご案内と、介護予防の 必要性について情報提供した。	
	・基本チェックリストにより、各個人の問題点の明確化を図り、 運動器機能低下・低栄養・口腔機能低下・うつ等それぞれの課題 に対するアセスメント行います。	・基本チェックリストにより、二次予防事業対象者となった方で、総合型ディサービス(楽々はつらつ教室)に参加した人についてアセスメントを行ない、運動器・栄養・口腔器についての課題を明確にし、個別に応じた働きかけを行った。	
	・二次予防事業として、デイサービスセンター等において、歯科衛生士・栄養士・運動指導士等、専門スタッフが支援を行い重度化の防止に努めます。	H26年度計画として、交流型デイサービスにおいても、年2~4回(1つのグループに対して)、栄養士・運動指導士・歯科衛生士の各専門職による集団指導を実施し、元気で生き生きとした高齢期を過ごすために重要なことについての講話を実施することとしている。	
	・提供したサービスに対して、定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。	・楽々はつらつ教室スタッフで事業連絡会を開催し、提供しているサービスが適切であるか、参加者の変化はどうか等の評価を行い、必要に応じて再アセスメントを行うようにした。来年度に向け、引き続き「評価」結果をもとに事業評価し、より有効な介護予防事業として事業展開していけるよう努めていきたい。	
	・保健課・生涯学習課等との連携を図り、円滑・効果的な予防事業を実施します。	・今年度、2回介護予防計画庁内連絡調整会議を開催し、お互いの事業についての情報交換や、それぞれができる介護予防事業について協議を行なった。今後も円滑で効果的な予防事業実施が地域で展開できるよう、各関係課・関係機関と連携を密にして取り組んでいきたい。	
一貫した評価	・介護予防マネジメント(生活状態・ニーズに合った介護計画) をし、「二次予防事業対象者」「予防給付者」に課題の把握・計画・評価・再課題の検討を行います。	・サービス開始時に、個別のアセスメントへそれぞれ記入してもらい、個々の生活機能・身体機能の面で、改善したいところ、こんな風になりたいという目標等について各スタッフと確認しあい、教室の最終回の時、始めの計画に対してどうだったか評価を行なった。そして、引き続き、教室が終了してからも介護予防を意識した生活をしていくよう出掛ける場の紹介等を行ったりした。	
	・二次予防事業・予防給付を実施している関係機関との有機的な 連携に努め、予防事業評価を実施します。	・二次予防事業(楽々はつらつ教室)については、関わっている関係スタッフ間で、できるだけ 教室開始時・中間・最終回に教室生の情報交換、教室の評価等行なって、関係機関と連携を密に し、効果的な介護予防事業となるよう努めた。	
介護予防の 推進	・身近で出かけやすい場所づくり・生きがいづくりによる予防活動を推進します。	・地域ささえあいミニデイの立ち上げ推進や既存グループの活動支援を実施した(今年度の新規は1G)。また介護予防計画庁内連絡会議の中で、高齢者自らが介護予防について積極的に取り組むことについての意識啓発をどう盛り上げていくかを話し合った。	
	・地域での自主的な介護予防の取り組みへの支援を行います。	・地域ささえあいミニデイへ、運動指導士を派遣して、認知症予防を兼ねた運動器機能低下を防ぐための運動指導を、活動支援のひとつとして行なった。	
	実施しているサービスについて調整を行ったうえで、互いに連携し効果的なサービス提供します。	・介護予防計画庁内連絡会議として、各部署(福祉課・保健課・生涯学習課・農林振興課・社会福祉協議会)が年2回集まって、それぞれができる地域での介護予防の推進について現状を出し合い、今後の方向性や役割分担等について話し合った。来年度は、さらに縦割りの施策ではなく横の連携をより密にした事業展開をしていくことや、地域住民の方をメンバーに加えた形の、「介護予防計画推進関係会議」を立ち上げる予定としている。	
	・各地域のサービスについて、自治会単位で話し合いを行いその 地域にあった形のサービス提供体制を整えます。	・モデル地域を立ち上げ、自治会単位で介護予防の取り組みを行えるよう検討している。	
	・詳細な行動計画は、邑南町介護予防計画の中に記載します。	・年2回介護予防計画庁内連絡会議を開催し、介護予防の啓発・周知ができているかを各部署で確認し、課題を見つけながら、来年度に繋げる取り組みをしている。	
		5	

### ②包括支援センターの機能充実

⊘己拾又抜 ビュ	/ターの機能元夫	
		・医療機関、民生委員、地域住民等からの「気になる方」の情報があった時、タイムリーに的確な支援ができるよう、関係者でミニケース会議を随時開催している。今後は、個別の事例から、その地域に必要なサービス(フォーマル・インフォーマル)の検討・調整を行う「会議地域ケア会議」の開催について計画していきたい。
	・多職種との連携により協働・一体となって地域生活に安心を提供していきます。	・現在、医療・介護・福祉等の関係機関の多職種と連携し、介護予防事業の推進を図りながら地域生活に安心を提供できるよう努めている。今後も、より連携を強化して、関係者で一体となって介護予防に努めていきたい。
	・介護予防事業の推進充実にあたっては、福祉課・保健課・教育 委員会・支所との連携はもとより、センターの機能体制の強化が 求められます。	・地域包括支援センターは規定されている3職種のほか、高齢者福祉、介護保険係が連携し、各々の業務が見える関係で実施できている。 ・地域包括運営協議会を開催している。
援センター	・関係者全体で地域に何が不足しているか・どういう町であって ほしいか協議や合意をしながら、地域社会をつなぐ役割を担う地 域包括支援センター運営協議会を定期的に開催し、センターの運 営を審議し、公正・中立的な運営を図ります。	

## ③介護予防事業の評価の実施

介護予防事 • 地域支援	事業における介護予防事業を効果的かつ効率的に実施	・介護予防事業を効果的かつ効率的に実施するため、現在、「楽々はつらつ教室」の評価結果を
		もとに、指導事業の一部を委託している歯科医による助言により、要支援状態から要介護状態へ
実施  きたかなど	の事業成果に関する評価(アウトカム評価)、投入さ	の移行をどの程度防止できたかなどの事業成果に関する評価(アウトカム評価)、投入された資
れた資源量	、事業量の評価(アウトプット評価)、事業実施過程	源量、事業量の評価(アウトプット評価)、事業実施過程に関する評価(プロセス評価)を実施
に関する評	価(プロセス評価)を実施します。	していく予定としている。

## (2)地域の高齢者への総合的な支援

①総合支援の体	本制	
項目	内容	H 2 5 実施状況 • 評価
総合相談の支援	・相談対応・継続的な支援は心身の健康の維持・生活安定への援助となります。高齢者を支える地域と関係機関とのネットワーク体制を整え、必要なサービスの提供できる体制整備を図ります。	
	・権利擁護・成年後見制度の活用・社会福祉制度等専門的な立場から支援を行います。また、高齢者虐待被害増加防止ネットワークを構築します。	
	・高齢者を対象とした消費者被害増加に対して、各窓口と町民課・消費者センターとの連携を強化し、クーリングオフ制度等を活用した対応を行います。	
自立への支援 援	・介護予防事業・予防給付などのサービスだけでなく、地域のインフオーマルサービスを活用し、「本人のできることはできる限り本人が行う」という意識を啓発します。	・サービス提供時は利用者と一緒に本人の目標を設定し、一定期間でモニタリングを行い、今ま   での生活を振り返り自立に向けたプラン作成をした。
	・サービス提供は、一定期間ごとに見直し効果的なプログラムの提供を用意し、状態維持や改善に向けて支援をします。	・予防給付の方には、アセスメントで、本人のできる部分以外に「今はできていないけれど、ここまでなら自分でできる。」部分を自覚してもらい、どういう支援があれば自分でできるかを考えていただくよう心がけた。結果として不足している地域資源や地域にあるインフォーマルサービスが理解できた。
包括・継続した支援	・多様化する高齢者の生活の尊重の観点から、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の努力とともに、資源の活用・支援を集め生活全体を支えていくことをめざします。	・介護予防計画を推進し、元気な高齢者から要介護高齢者に対応する事業を展開している。

②介護支援専	門員への支援(介護の必要な高齢者や家族を支える身近な専門職)	
介護支援専門員への対	学・介護予防・介護給付における包括的なマネジメント実施のため 文 介護支援専門員を支援します。	<ul><li>・ケース検討会・個別相談に対応した。</li><li>・事業者連絡会を開催し情報提供、意見交換を行った。</li><li>・個別の事例から必要なサービスの調整を行えるよう、地域ケア会議の開催方法を検討してい</li></ul>
]及	・業務を円滑にすすめるために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。	<.

障害者計画・障害福祉計画に係る評価報告書 3-1 誰もが暮らしやすいまちづくり【障害者計画】 (1)啓発・広報 ①<u>啓発・広報活動の推進</u>

項目 暗がい者施策の P	│ 内容 ┃・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫	H25 実施状況・評価 ・東業・活動を通じて随時整発・情報提供等を実施
R	し継続して情報提供を行ないます。	・町広報に「障害福祉情報コーナー」枠を設け、福祉サービス紹介や最の情報を提供している。 ・広報「おおなん社協」及びホームページで啓発・情報提供を行っている。 (社協) ・「あいサポーター研修」を行うことで障がい者の理解・制度の理解をめている。(社協)
疾病や障がいへの 理解促進	・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場を設けるなどし、疾病や障がいは誰でもおこりうる自分のこととして考えられるよう、また、障がい者の人権擁護も理解が深まるよう、町民に対する意識啓発を進めます。	・「あいサポーター研修」を行うことで障がい者の理解・制度の理解を
	・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。	<ul><li>・町広報の「障害福祉情報コーナー」において随時広報をしている。</li><li>・相談支援事業所と連携し、就労支援を目的とする雇用促進連絡会は関できなかった。</li></ul>
福祉教育の推進		
福祉教育、人権教育の推進	・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。	・福祉教育や「あいサポーター研修」を通じて障がい者の理解を図ってる。(社協) ・町内の小中学校からの要請に応え、車椅子体験・高齢者疑似体験教室介護保険制度・障害者自立支援等の理解を実施。(社協) ・7月に小学校5・7年生を対象にサマーボランティアリーダー研修を催した。(社協・公民館共催) ・11月に中野公民館で大性高音難聴の陸上競技選手の森本昌敏さんで前に招いて「人間力を高めるもの、夢への挑戦」と題し講演会を開催。た、各公民館で、人権問題学習会を開催した。
障がい者との交流 の場づくり		・聴覚障害者交流ディサービス(年2回)、 邑智郡ふれあいの会 (知的 害者等当事者グループ) 余暇活動の支援(年4回)を行い、障害者支援ボー ティア・地域住民等と交流。(社協)
	に対する障がい者理解の推進 	
公共サービス従事 者の理解促進		・第3回雇用促進連絡会を開催し、障がい者の就労支援、及び企業の関い者への理解につなげる予定であったが、諸事情により開催できなかった。次年度は開催する。
ボランティア活動の		Y 動の株士を開フンコー / ペノハウューン   コレンカー・コープ
既存ポランティア 活動への支援	を通じた更なる情報交換や連絡調整の推進を図ります。	・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通 更なる情報交換や連絡調整の推進を図り、活動に対して助成を行って る。(社協)
ボランティア育成	加できる体制を検討します。	・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加で 体制を検討します。(社協)
地域のおける障がい	も虐付め止の元美 ┃・障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに <b>、</b>	<ul><li>「あいサポーター研修」を行うことで障がい者の理解・制度の理解</li></ul>
知・啓発の充実	相談事業との連携を図ります。	めている。(社協) ・通報窓口として邑南町障害者虐待防止センターを設置している。
生活支援 利用者本位の生活支		
項目 相談窓口の広報	内容 ・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。	H25 実施状況・評価 ・町広報において、相談支援事業所等の記事を掲載。 ・「おおなん社協」に無料法律相談をはじめ町内や近隣で行われる各種 談を紹介した。(社協)
請手続き費用負担	します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。	・成年後見制度利用支援事業の要綱をより利用しやすく改正した。(系は1件)
あったプランの作		・平成26年度末までの完全実施まで、現在約7割が計画作成済みであ
経済的自立の支援 権利擁護事業の制 度周知	・町広報紙に載せるなど、継続した広報を行い制度の周知を行い ます。	・年間を通じて権利擁護(後見など)や日常生活自立支援事業の広報を「おおなん社協」「ホームページ」で行っている。(社協) ・権利擁護センターや社協への「相談」の件数が増えつつある。ケースよっては出向いて相談に応じている。(社協)
事業の継続	・医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。	・平成25年度も継続して実施した。
スポーツ、文化芸術: 各種 団体 への 入会	活動の振興  ・団体自体の広報活動の推進や支援を行います。ボランティアの	<ul><li>● 日南町身体障害者福祉協会へ補助金をな付</li></ul>
	受け入れを行い、会員が支援を必要とする事項について協力を求め充実した組織になるよう支援や運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。	
スタッフの充実	・障害者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。	・地域生活支援事業により「邑智郡障害者スポーツ協会」の活動を支援スタッフとしてゲートボール大会やスポーツ大会の運営に協力。 ・地域生活支援事業によりスポーツ教室や料理教室を開催した。(邑智礼振興会へ委託)
地域における相談機		- 自担目が担談品登数を表記、町内知での人にアハフ
	・相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援や他の相談事業との連携を図ります。	

資料A-3

1ページ

	内容	H25 実施状況・評価
公共施設等の整備	・可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともに ユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設につ いては点検を行い計画的な改修に努めます。	・新規に建設する建物については、バリアフリー化・ユニバーサル化に
民間施設の整備	・障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備につい で、 啓発・普及に努めます。	
住宅の整備	・町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のあ	・24戸の公営住宅の改善工事を行った。
	る廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計によ り可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅にお	
	ける手摺の設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修につい	┃・グループホーム・ケアホームとしての利用については、現在5戸を供
	ては、要望により対応します。また、障がい者が暮らしやすいグ ルーブホーム・ケアホーム等の整備の推進を図ります。	している。今後も、一般町民需要に配慮しつつ条件が許せば供給していたい。
	・居住サポート事業を使用し入居支援や成年後見制度の促進によ	・相談支援事業の一環として取り組んでいる。
	る契約の安定を図ります。	・成年後見制度の窓口は福祉課及び町社協にあり、権利擁護センターを協に設置している。
	等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進  ・障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができる	<ul><li>・低床バスの導入については、積雪地域でもあり導入できていないのか</li></ul>
ム共文通協関の元 実	よう、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト	状。タクシーについては、一部の事業者でリフト付き車両が導入されて
	付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。	る。 
	・地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見  込めない集落や地域においては予約乗合方式を導入するなど、運	
	行形態の改善を図ります。	Nる。なお、一部の集落については予約乗合方式を導入している。また
		バスの運行が困難な地域については、タクシー利用料の助成制度を実施 ている。
安全な交通の確保 快適な歩行環境の	・公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、	・ 道路改良工事による、歩車道境界7 Dy2の整備や、町道の外側線等の
保過な少り環境の 確保	歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障が	画線を整備することにより歩行者の安全確保を図った。
	い者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、 やさしい道づくりを進めます。	・町内の通学路の安全点検を実施し危険箇所を把握。危険箇所の整備に りかかった。
移動手段の確保	・自立支援法に基づく移動支援事業を推進します。	・2事業所に移動支援事業を委託している。(内、町内事業所は1カ所
	・障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよ	
	う、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。	(社協)
		・福祉用具貸与や販売、制度にはない認定のない方への貸与事業も行っ いる。(社協)
方災、防犯対策の推済		
防災対策の推進	・邑南町地域防災計画に基づき災害時要援護者に配慮した環境整備 社会短地を設った際等の安全・避難対策 在空の災害時要援	
	開、社会福祉に設・物に寺の女主・歴典が成、住宅の英書は安援護者対策、災害時要援護者への啓発を進めます。	年2月1日時点で14の自主防災組織が設立に至っている。また、自3  災組織の更なる育成を目的として自主防災組織育成モデル事業を設け、
		織強化を図る取り組みを実施した。 (邑南町内7組織が事業実施) 中で
		も、日貫地区5組織合同の防災訓練が実施され、その取り組み内容が8 24豪雨災害でそのまま活かされる事となり、災害時における自主防災
		24家園の日ででのよる石がされる争しなり、東田崎における日主的リ   織の重要性を再認識したところである。
		・引き続き防災士の育成を進め平成26年2月1日時点で30名の防災
		の資格取得を進めた。 ・このような取り組みを通じ地域と町が連携し要配慮者対策を進めた。
防犯対策の推進	・防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生	・防犯灯設置補助(H25年度46基)
	活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や 事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を	
	図ります。	・広報おおなんに町内の交通事故状況を毎月掲載
		・防犯灯への補助
	・	・子ども安全センターと連携し、青色回転灯設置車両での巡回を実施。 ・交涌安全啓発看板の設置や交涌安全テント村、街頭指導など邑智郡3
	の実施、安全運転の啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮し	安全協会邑南町支部各分会、母の会、老人クラブ、老人施設、知的障害
<b>数</b>	た交通安全教育の充実を図ります。	施設などと連携して交通安全啓発を行った。 
教育・育成 - 貫した相談支援体行		1105
<u>項目</u> 乳幼児期からの一	内容 ・誰もが気軽に相談できる環境の整備として教育・福祉・保健・	H25 実施状況・評価 ・特別支援相談ネットワーク内の相談支援チームを中心に合同相談会
貫した相談支援体	医療・就労の関係機関が連携した邑南町特別支援体制推進事業の	回)を実施した。相談件数は、20件(2月末現在)だった。また、必要などでである。
制の整備	設置を図り、総合相談を行います。(窓口の一本化)	応じて臨時的に相談に応じた。主に保育所・小学校からの相談が多かった。また、保育所では一度に5名の相談ということもあった。
		<ul><li>●・相談のあったケースを継続的に状況把握し、検討を行い必要に応じて</li></ul>
		別ケース会議を実施した。
	・相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。	・相談支援ファイルを活用し、就学前の相談体制の強化を引き続き行った。 下。平成25年度の相談支援ファイルの配布者は、5名の予定。
		・今後さらに、相談支援ファイルが医療・保育園・学校・支援事業所等
		スムーズに活用できるよう関係機関と連携して推進を図りたい。 
関係機関の連携強化 任意団体との連携	<ul><li>・障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情</li></ul>	<ul><li>●・地域生活支援事業により「邑智郡ふれあいの会」の活動を支援している。</li></ul>
	報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。	<b>వ</b> .
		・「邑智郡ふれあいの会」の活動・事務局を支援(社協)
	・障がい児の活動支援グループの育成及び連携を図り、障がい  児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。	・「ことばを育てる親の会」活動支援(社協)  ・「邑南町手をつなぐ育成会」事務局を支援、活動助成金を支出。(ネ
	, Mark E A/CBOV ICOX ( 지정(현미)927) U스 CIÓ 7 O 7 c	協)
	・子育で支援事業との連携に向けた支援を行います。	・瑞穂・羽須美管内は東光保育園内に瑞穂子育で支援センター、石見管
		は、東保育所内に石見子育て支援センターを設置し、在宅の乳幼児、6  者の相談支援を行っている。また、各保育所や子育てサークルなどとの
		携も行っている。
	・発達障害者支援センター「ウィンド」との連携を強化します。	<ul><li>Ⅰ・相談支援事業所やウインド等の関係機関とケース検討を行いながら通</li></ul>
		して支援できるように取り組みつつある。

		・発達クリニックを年6回実施し、必要なケースに対して療育の紹言
	ニックをはじめ、専門療育機関の活用、児童相談所、保健所なC 関係機関との協力を得ながら療育に関する相談・指導体制を充実 します。	行っている。また、特別支援相談ネットワークにより、関係機関に 学前の相談体制が充実してきた。 ・合同相談を年13回開催。 ・町内全保育所へ巡回相談(7月~8月)
障害児保育の推進	・障がいのある子ども・ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。	
特別支援教育の推 進	・すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、保護者との連携のもと、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。	・就学指導委員会後の保護者面接では十分な時間をかけ、本人と保ニーズの把握に努め、関係機関と連携した。 ・町単「笑顔きらきらサボート事業」において、学校生活や学習面をかかえている通常学級に在籍する児童生徒を対象に引き続き生活員・学習支援員を配置した。また、支援員を対象にした研修会を開支援員のレベルアップを図った。
	・教育設備の整備・充実に努めます。	・新設された特別支援学級の教室設備等を整備した。
	・学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。	・石見養護学校が主催する特別支援コーディネーターを対象とした 会・学習会を開催され、積極的に参加した。 また、石見養護相談スタッフの訪問相談を各校積極的に活用した。
	・スクールカウンセラーの充実に努めます。	・島根県スクールカウンセラー活用事業により各中学校に70時間ルカウンセラーを配置した。今年度から瑞穂小にもSCを配置し、域の小学校は必要に応じて対応した。他の地域は校区内の小学校へ応じて派遣を行い小中学校間の連携を図った。また、県の配置時間対応しきれない場合を考慮し、町単で時間外にて対応した。・たけのこ学級(町教育支援センター)との連携を図り、不登校尺やその保護者へのカウンセリングや学級内のコミュニケーションづ関するスキル学習など、児童生徒の支援を行った。
	・児童生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくための研修の充実に努めます。	・県教育委員会が実施する各種研修会へ参加を促したり、島根県西 障害者支援センター・ウィンドや県央保健所による基礎研修会を活 極的に参加した。
学校における福祉 教育の推進	・児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子がともに理解を深めるための交流教育を推進します。	・小中学校の性教育実施計画に基づき、年間を通じて命の尊さや自情の育成に努めている。また、中学2・3年生を対象に「性・命・」 講演会を実施し、自分を大切にすることの大切さを学習した。
社会的及び職業的自	 立の促進	
立の促進	ト的な役割を果たす相談事業の推進を図ります。	<ul><li>・相談支援事業者において個々のケース対応している。</li><li>・困難事例については、自立支援協議会相談支援部会において協議している。</li></ul>
不登校児童への取り組み	・関係機関の連携により不登校児童生徒、ひきこもりやいじめ・ 校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのこ学級といった社 会資源の情報提供を推進します。	・高校生、青年も対象とし個別のケース会等を開催し、対応した。 ・不登校児童生徒や引きこもり者を対象とした居場所づくり事業「 け橋事業」を引き続き実施(毎週金曜日、学習や調理実習、体験活 と)
		<ul><li>・不登校児童生徒への対応として在籍校の開催する会議への参加、 ンター通所者の学習・活動の支援、学校復帰者にかかる様々な配慮 取り組んだ。</li></ul>
生涯学習の推進生涯学習に取り組	Ⅰ・陪がい老の知識・技術の翌得 健康の維持・増進 休力づく	町民を対象とし地域課題をテーマごとに絞り込み年間を通じて学ぶ
		学を開催した。今年度は人権教育として障がいをお持ちの方を講師 講演を行い、障がい者と共に学ぶ体制づくりを行った。
雇用・就業  雇用の場の拡大		
雇用の場の拡大 項目	内容	H25 実施状況・評価 ・雇用の場の拡大を図るためのネットワークとして、地域自立支援
雇用の場の拡大	内容 ・雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所(ハローワーク)を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。	・雇用の場の拡大を図るためのネットワークとして、地域自立支援 に就労支援部会を設置している。構成員に学校教育課職員を加える て各課の連携を更に強化している。
雇用の場の拡大 項目	・雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所(ハローワーク)を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。  ・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを	・雇用の場の拡大を図るためのネットワークとして、地域自立支援に就労支援部会を設置している。構成員に学校教育課職員を加えるて各課の連携を更に強化している。 ・在宅障がい者(知的・精神)の雇用後の個別的支援(相談・指導連を実施。(社協) ・「あいサポーター研修」を行うことで障がい者の理解を図りなが談事業所や養護学校などと連携し、個別の相談を受けている。(社話・就労支援部会において雇用促進連絡会の開催を検討したが、今年
雇用の場の拡大 項目	・雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所(ハローワーク)を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。  ・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。具体的な実施組織としては邑南町地域自立支援協議会就労支援部会の充実を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)・商工会・行政・相談支援事業所・	・雇用の場の拡大を図るためのネットワークとして、地域自立支援に就労支援部会を設置している。構成員に学校教育課職員を加えるて各課の連携を更に強化している。 ・在宅障がい者(知的・精神)の雇用後の個別的支援(相談・指導連を実施。(社協) ・「あいサポーター研修」を行うことで障がい者の理解を図りなが談事業所や養護学校などと連携し、個別の相談を受けている。(社話・就労支援部会において雇用促進連絡会の開催を検討したが、今年
雇用の場の拡大 項目 雇用の場の拡大 福祉的就労の充実 総合的な支援施策の	・雇用の場の拡大を図るために、公共職業安定所(ハローワーク)を中心に、養護学校・社会福祉施設・共同作業所とのネットワークづくりを行います。  ・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。具体的な実施組織としては邑南町地域自立支援協議会就労支援部会の充実を図るため、公共職業安定所(ハローワーク)・商工会・行政・相談支援事業所・就業・生活支援センターなどと連携し支援します。 ・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携や製品の販路拡大のための支援を行います。	<ul> <li>雇用の場の拡大を図るためのネットワークとして、地域自立支援に就労支援部会を設置している。構成員に学校教育課職員を加えるで各課の連携を更に強化している。</li> <li>・在宅障がい者(知的・精神)の雇用後の個別的支援(相談・指導連を実施。(社協)</li> <li>・「あいサポーター研修」を行うことで障がい者の理解を図りなが談事業所や養護学校などと連携し、個別の相談を受けている。(社話・就労支援部会において雇用促進連絡会の開催を検討したが、今年施できなかった。</li> <li>・販路拡大のため、公共施設での製品の販売を認めている。・各施設で製作している製品を共同募金で販売するグッズとして購とともに商品の紹介に努めている。(社協)</li> <li>・各障害者支援施設や相談支援事業所で継続就労の支援や就労に関</li> </ul>

	労障がい者のア ターケアの充実	・職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行いソフト面での支援を行います。	・就労に結びついたケースについては、随時、相談対応等、支援活動を実施している。(社協) ・各施設で製作している製品を共同募金で販売するグッズとして購入。(社協) ・各障害者支援施設や相談支援事業所では、随時職場を訪問し、相談等の
		・具体的には、商工会や公共職業安定所(ハローワーク)との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。	支援を行っている。
		<ul> <li>施設や社会福祉協議会職員がジョブコーチとして支援できる体制整備の推進に努めます。</li> </ul>	・島根県主催によるジョブコーチの資格取得研修を受けた者が町内障害者 施設にもおり、それらが中心となって就労支援に取り組んだ。
6)·	呆健・医療		

## (6 (1

<u>障がいの原因となる:</u> 項目	内容	H25 実施状況・評価
健康づくりの推進	・生活習慣に関する保健指導を強化するとともに、在宅の障がい 者の健康管理を促進するため、健康診査等受診しやすい体制を検 討します。また、ストレス管理、心の健康づくりを推進します。	・生活習慣病を早期発見することを目的とした特定健診について、集 診に加え、町内医療機関での個別健診を実施し、各個人の状況に合われ 受診しやすい体制づくりを推進している。 ・特定健診の結果、生活習慣病の予氷が疑われる方には、特定保健指導 実施しているが、集団教室に参加できない方に対して訪問し、より多く 方が生活改善に結び付くような取り組みを行っている。 ・健診や基本チェックリストで、うつ・認知機能低下の可能性があるが 対して、個別に確認作業を行い、異常の早期発見に努めている。また、 療の必要な方を医療機関につなげることで、悪化防止を図っている。
乳幼児健康診查。 乳児相談・訪問	・障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談などの充実を図ります。また、継続的に状況把握を行い、必要時には関係機関と連絡をとりながら親子が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。	・妊婦やその家族を対象に両親学級を2講座2クールを夕方から夜間にて開催。妊娠中の食・生活習慣が出産後の子育でにつながることや、管理等の情報提供を行った。初妊婦の参加は、約2割である。・出生後は保健師による乳児全戸訪問を実施。育児不安の軽減に努めともに発育・発達の確認を行っている。里帰りをされている母子につは、里帰りたの市町村と連携して対応している。・ハイリスク妊婦や新生児に対して、県内については保健所や医療機の連携体制が整備されており、必要時対応している。県外については、年度も対象者があった時点で医療機関へ連絡・訪問し、連携を図ってはる。・乳幼児に対しては、各年齢で健診・相談・教室を実施し、心身とも「やかな育ちを支援するとともに、病気の予防・早期発見を行っている。・支援が必要な場合は、医療機関や特別支援連携協議会・自立支援協議関係者が連携し支援体制の整備・充実に努めている。
確実な治療の継続	・保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。	・特別支援連携協議会、自立支援協議会の担当・関係課である福祉課 校教育課、保健課の担当者で、子ども達へのとぎれない支援の方向性 いて協議し、準備を行った。
<b>障がいに対する適切</b>	な保健・医療サービスの充実	
相談体制の充実	・専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病 相談や心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。	・県央保健所と連携し、難病相談年1回、心の健康相談年10回、思春談年6回実施。たくさんの方に専門相談を活用していただくため、町原療機関や民生児童委員等関係機関に専門相談に関するチラシを配布するでした。今後も積極的に啓発していく必要がある。
	・患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。具体的には施設と連携して相談日を増やすなど相談体制の整備を図ります。	・患者会や家族会等参加しやすいように無線やケーブルテレビ等で啓行った。難病や失語症等に関する患者会は、大田市で開催されることとんどで、遠いため参加することは困難な状況。もっと身近で開催す会が増えるよう県央保健所に要望していきたい。
	・障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携 し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。	・早期にそして適切な地域支援が行えるよう、医療機関の地域連携室 係機関等と連携を図っている。必要に応じてモニタリングも行ってい
精神保健・医療施策の		
精神保健施策の推 進	・保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。	・関係機関と連携して、必要時にはケース検討を行い、タイムリーなが出来るよう心がけている。そして保健活動の中から、ケースや地域、ニーズ把握を行うよう努めている。 ・早期支援が行えるよう関係機関と情報交換しながら引き続き組んでいました。
		- 中野砂に開放する担談士様如今の中で、フルブルのケーフを受けて
	・新たな課題や体制の推進について検討する場を設けます。	・定期的に開催する相談支援部会の中で、それぞれのケースを通じて た課題を関係機関が共通認識し、現在ある事業や体制の見直しや今後 になる体制について検討している。ここで出た課題については、自立 協議会にもつなげ事業に活かしている。

(4) 専門職種の養成・確保 専門職員の資質の 向上
・高次脳機能障害、社会的ひきこもりなど、新たな課題について・県央保健所や発達障害者支援センター等専門機関が開催する研修に積極 切に参加したり、関係機関とケース検討を行うなどして資質の向上に努め でいる。

## (7)情報・コミュニケーション ①情報バリアフリー化の促進

項目	内容	H25 実施状況・評価
	の支援を推進します。	・情報・通信支援用具を日常生活用具給付事業対象品目として給付している。
づくり	・パソコン教室の開催、聴視覚障害者センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。	地域生活支援事業により生活訓練としてパソコン教室を開催した。(邑智 福祉振興会へ委託)

②社	会参加を支援する「	青報通信システムの普及	
実			・FTTH事業により情報通信環境が整備され、町内のどこでも高速インターネット、  P電話、デジタルテレビ放送を利用することが可能になった。 ・テレビの利用料金については、NHKの受信料免除基準の規定する免除率相当を免除している。 ・文字放送については音声アナウンスも合わせて行い、視覚障害の方にも対応している。
③情	報提供の充実		
情		・視覚障がい者へSPコード処理による音声での情報提供を行った り、聴覚障がい者へ防災無線の放送内容を文書化して送るなど、 わかりやすい情報提供の工夫を図るとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。	・防災行政無線での放送内容は、ケーブルテレビの文字放送で音声付で放
4□	ミュニケーション	支援体制の充実	
		・コミュニケーション支援を必要とする視聴覚がい者に対する手 話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成確保 を推進します。	・手話ボランティアや要約筆記のボランティア団体、朗読ボランティア団体に活動費を助成し支援している。(社協) ・ボランティアグループの活動調整・支援・情報提供等々を通じて個別に対応している。(社協) ・今年度から意思疎通支援事業と名称が変わった。 ・派遣事業への申し込み実績あり。 ・コーティネート事業では教育委員会主催の講演会講師の手話通訳者をコーディネートした。 ・広報誌において、要約筆記の説明とボランティア団体の紹介を行った。

	計画の項目	担	当部	果名	H25年度の進捗状況・評価	後期目標(H22~26年度)
	施策の展開 子どもと子育てを支える地域づ	100	)			
7	1) 子育でに向けた地域の意識	プ プ く	, (り		・呂南町男女共同参画の施策内容に基づいて計画を実施し 邑南	- 南町男女共同参画計画に基づいた施策内容については、平成23年度見直
	男女共同参画に関する啓発	町	民	誤	ている。平成24年度の改定内容については26年度にダー中。 イジェスト版を作成することとなっている。	
	子どもの権利に関する啓発 2)子育で支援の地域づくり	福	祉	課	・ポスター掲示等計画どおり実施した	月の児童福祉週間を利用し、町の広報誌等での啓発
	子育でサポーターの養成	生》	厓学	習課		建課が開催する子育て講座と連携し、サボーター養成につながる子育て請 講演会)を各公民館1回以上開催する。
	3)安全・安心のまちづくり 「子ども110番の家」等緊急 避難場所の設置	学相	交教	育課	・各小学校において毎年度子ども110番の家を設置して 各当いる。	学校毎に子ども110番の家の設置
	防犯教室、交通安全教室の開 催	学村	交教	育課	・各学校において、交通安全教室、防犯教室など児童生徒 への安全教育を行うとともに、CAP(子どもへの暴力防 は)研修や通学路の点検など安全な学校環境を作るための 取組を実施。	学校、校区において防犯教室などを実施、 子ども安全センター各支部に て交通安全教室を実施することで、児童生徒への交通安全教育の推進を図
	子どもの安全対策活動の開催		交教	育課	局は各学校) し、 青色防犯パトロールなど子どもの安全確 登録	色防犯パトロール 邑南町子ども安全センター12支部で実施。 録車両 100台
2 (	いきいき子育てできるまちづく 1)妊娠期からの支援体制の割	り				
	コーディネート機能の整備	j	健認交教	課→育課	・特別支援教育連携協議会総会と研修会を2月25日に開催 し、各関係機関の相互理解と情報交換を行った。研修会で は石具養護学校石橋校長先生の講演会を実施し、民生児童 委員や児童クラブ指導員、公民館長に研修案内したことで 協議会関係者だけでなく約80名の参加があった。 ・特別支援学校の通学支援制度実施に向けて学校教育課、 保健課、福祉課、定住促進課の4課の実務者での会議を何 度も重ねて連携して進めることができた。	成会議の実務者会議の開催
	子育てマップ・ガイドブック の作成	保	健	課	から就学前の子どもの家庭を対象に、保健・医療・福祉・教育についての子育で情報をいつでもどこでも収集できる	成21年度、次世代育成支援行動計画の見直しにあわせて検討する。
	近くで安心して出産できる医療体制の整備 なおりを発	保	健	課		藤と地域の保健事業の連携体制づくり 子管理システムの検討
	乳幼児健康診査精密検査受診 率	保	健	課	・平成24年度実績より乳児、1歳6ヵ月、3歳児健診に 10 ついては100%、4歳児健診については60%だった。 目標値に達するように今後も精密検査の受診管理の徹底を 行うことが必要。	00%を目標
	フッ素洗口の実施	保	健	課		・中学校で実施
	3歳児検診一人平均むし歯数	保	健	課	・平成24年度実績により0.58本。昨年よりやや増加 だが、目標値は達成している。県や圏域と比較しても低 い。	本以下
		保	健	誹	・平成24年度実績により0,38本。平成17年度は0,23本で、年次的に減少している。目標値も達成しており、県や大田圏域と比較しても低い。	本以下
	3)家庭における子育での支援地域子育で支援センター事業	福	祉	誹	し、石見管内は、石見子育て支援センターを中心に事業を 実施している。	見子育て支援がターをセンター型に拡充
	子育で講座の開催	福	祉	誤	育てサロンを開催している。また、社会福祉協議会も独自	育て支援セツー・保育施設が実施している子育で講座を継続
	家庭教育に関する学習機会の 充実	生》	厓学	習課		民大学の1講を子育でをテーマに開催する。また、PTAや保護者会等の会と連携し一人でも多くの参加者が来やすいように託児室を設けて開催。
	ブックスタート事業	生》	厓学	習課	かにし、子どもが愛されれていることを感じ、健全な成長を促すこととなる。合わせて、図書館利用促進に結びつける。実績は次のとおり。	涯を通じた読書習慣を身につけるための第1歩として、本事業を実施す 読書を通して親子のコミュニケーションを図る等、本を媒体とした子育で の支援とする。また、アンケート調査を25年に実施し、事業の把握に乳 。幼児期の読み語りだけにとどまらす、継続した親子読書へ繋がるよう債 ける。ボランティア、学校司書と連携をとり、リスト作成、講演会を進め く。
					県の委託事業「読書フェスティバル」を開催。 親子読書の啓 発、男性の読み聞かせの普及をはかった。	

	乳児家庭全戸訪問	保	健	課	・保健師が新生児訪問と併せて出産・退院後のできるだけ 早い時期に訪問し、児の発育・発達、養育環境の観察、保 護者の育児不安への対応、地域資源の情報提供を行ってい る。 ・町外に里帰り出産等をされる場合は、積極的に他市町へ	生後4ヶ月以内の乳児がいる家庭の全戸訪問
					訪問依頼を行い、事業の徹底を図った。 ほぼ全家庭の訪問を行っている。(H24年度は全家庭の 訪問ができた)	
(	(4) 仕事と子育ての両立支援の 通常保育 ○~2歳児保育	T	祉	課	平成25年10月1日現在の入所児童数は、	150人
	3~5歳児保育		祉	-m	0~2歳児:152人、 3~5歳児:233人。	245人
	延長保育定員	福	祉	課	待機児童は Oで、保育所の入所希望に対しては対応できている。	100人(町内全保育施設)
	休日保育定員	福	祉		特別保育事業の延長保育については、町内全保育所で受け入れ可能な体制を整備している。	   ニーズを把握する必要があり今後検討を要する。
	N	TEB	TIL	亦	が、羽須美管内では未実施である。	   15人 (3か所・旧町村ごとに1か所)
	一時保育定員	福	祉	課	病後児保育については、公立邑智病院に続いて、H23年9月から三上医院内にも海児保育室を開設し、全町および、町外からの受入も行っている。さらに、いわみ西保育所では、自園の子どもを対象とした体調不良児型を実施し	4人(2か所・1か所現いわみ西保育所)
	病後児保育定員	福	祉	課	ている。 休日保育については、町内では未実施であるが、土曜日 の全日保育について、希望者の受入を実施している。 また、H24年11月から町単独事業として3歳以上児の 主食(米飯)を保育所で提供する「完全給食」をスタート している。	
	放課後児童クラブ	福	祉	課	・町内8ヶ所設置しており、平成25年度の利用児童は1478。 ・長期、短期利用のみの利用もあり、各児童クラブで対応している。	町内9力所 180人
	「働き方の見直し」セミナー 等の開催	福	祉	課	・邑南町無料職業紹介所の出張相談が実施されている。 また、母子家庭等就業相談で県母子寡婦福祉連合会の就 業相談員と共に対応している。	年3回(旧町村毎に1回)
	就職相談会の実施	福	祉	課	<b>未に以外に入ったので、これに入りでした。</b>	就職相談員との連携を保ち、情報収集に努める。
					町内企業17社に調査を依頼。13社から回答があり、集	男性10% 女性80%
	男女別育児休暇取得率	福	祉	課	計した結果 ・平成25年の取得率は男性0% 女性100%でした。	
	事業主行動計画策定の呼びかけ	福	祉	課	・町の後期行動計画の中で呼びかけることに留まってい る。	従業員100人以下の一般事業主へ計画策定を呼びかける。
	ログ (5) 経済的支援の充実 子どもがすくすく育つまちづく	n			'অ	
Ĭ	(1)生きる力と育む環境づくり	)			・地域での生活の「知恵」を習得するため、体験活動を中	H22年度より実施予定 1回/月公民館と連携し、子どもの居場所に努め
	地域子ども教室の推進	生》	<b>里学</b> 習	3課	心に各公民館が展開した。	ā.
	ふるさと学習の推進	生》	<b>匡学</b> 習	星課	・地域の素材を使い、子どもだちの年代に応じて、発展性、系統性を意識した取組を実施した。また、学校教育との連携により「補完、発展、繋がり」に務めた。	各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを小中学校12校で実施するとともに、ふるさと探検隊、山賊キャンプなどの学習機会を通して大人と子どもが学び合うふるさと学習を展開する。
	(2) すべての子どもが健やかに	育工	環境	づく	り ・各中学校に1名ずつ3名を配置し、瑞穂小学校に1名配	全小中学校に訪問時間を配分し実施する計画。
	学校カウンセラーの配置	学村	交教育	課	置・中学校区内の小学校からの要望にそれぞれ対応。 議館 地域の小学校がもの要望にそれぞれ対応。 議館 地域の小学校は瑞小配置のSCで対応。・中学校単位で配置し、不安や問題をかかえる子どもや保護者に対し、相談 を実施した。また、集団づくり、コミュニケーションスキールなどの授業を行った。また、時間内で、必要に応じて小学校へも派遣を行った・児童生徒・保護者のカウンセリングや個別の研修会の講師としても各学校で活用された。 ・在学中の児童生徒や卒業した生徒のケース会議にも参加	
	児童虐待防止ネットワークの 活動強化 (3)食育活動の展開	福	祉	課	し、支援について協議できた。 ・心理判定員の設置はないが、福祉課、保健課、学校教育課、児童相談所の協力対瀬により早期対応の実施ができている。 ・担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得している。(有資格者3名)	担当職員が研修を受講し、児童福祉司任用資格を取得する。
	食育プランの推進	生》	<b>王学</b> 習	3課	・食の推進委員の研修等、委員の皆様の「思い願い等」確 実なものにし、料理教室等で広めることができた。	年1回以上の研修会を開催する。 食育関連のの情報の共有や事業の関連を図ると共に、各分野での取り組みを 一体化させる。
	(4) 次代を担う子どもの育成 人権同和教育学習会の開催	生》	重学習	部課	・邑南町人権同和教育推進協議会に、町内11校の校長及びPTA会長も会員として、年3回行う研修会への参加を呼びかけ、併せてPTA研修会の実施、職員研修会の実施の働きかけを行っている。 ・平成24年度においては、PTA研修会の開催回数は9校で9回陪催され前年度対比でが増している。学校教職員研修会の開修され前年度対比では、同数程度の研修会が開催されている。平成25年度においても、同数程度の研修会が開催される予定である。教職員の研修受講機会については充実している。今後も引き続き人権同和教育の取り組について、積極的な取り組みを働きかけて行きたい。	人権同和教育推進協議会と各学校PTA等との連携により小中学校12校で 実施
	小・中学生および高校生と乳 幼児の交流活動	学村	交教育	音課	・各校で調整し状況に応じて保育所訪問を実施し、幼児と の交流会を計画・実施した。	小学校7回程度、中学校3回程度。
	製売の交流活動 邑南町性教育カリキュラムの 作成	学村	交教育	言課	・成長段階に応じた性教育総合計画を策定し、小学校から中学校までの一貫した性教育に取り組んでいる。・中学2・3年生を対象に、医療・教育分野の専門家を講師に招き、「性・命・人権講演会」を開催した。エイズをはじめ性に対する誤った情報、認識等思春期の性の問題についての講演で生徒の関心も高く、みなで理解を深めることができた。	年に1回の全体講演会(3中学校の2・3年生を対象に一つの会場で)の開催を必須とする。

## 資料A-5

### (1)住民主体の地区ごとの健康づくりの推進

●地区ごとの健康づくり活動の推進

●地区しこの健康 ノくり	プロ 到707推進	
項目	内容	H25年度の実施状況・評価
自治会づくりの推進	・自立した町づくりを目指し、各地区の自治会において積極的な取り組みが行われるよう、庁内の関係各課と連携し自治会活動について検討します。 ・自治会活動の中に、自主的な健康づくりが位置付けられ、計画的に取り組まれるよう支援し、特に多くの働き盛りの方が取り組みに参加できるよう働き・自治会の中で健康づくりを中心的に担うリーダーの育成と位置づけについて検討します。	・健康増進計画に基づき地区ごとの健康づくり活動の推進をすすめるため、保健師を本庁へ集約し、保健師業務は地区分担と業務分担の併用をする等体制を見直した。また、保健活動の推進にあたっては、自治会活動を推進するためのプロジェクトチームを作り、島根大学のご助言を頂きながら町全体の健康課題や地域の健康課題を分析する一方、自治会へのヒヤリング、統計分析、人口動態、これまでの保健活動から見えてきたもの等の情報整理をしている。
	集落保健衛生委員の役割を再確認し、その活動の支援を行います。     活動が活発な地区の紹介等の情報の発信に努めます。(認知症高齢者の支え合い等地域住民への働きかけ、世代間交流等)	
生活に身近な場での保 健事業の推進	・各自治会へ積極的に出かけ連携を深め、自治会の自立的健康づくり活動を支援します。     ・地域のニーズに応じられる出前講座を目指し、内容の充実を図ります。	• 自治会に関する情報を整理し、25年度中にモデル自治会を選定、 26年度から具体的に関わる計画である。

## (2)

生涯を通じた健康づくり		
将来を担う子どもや若者		
●規則正しい生活習慣で 項目	フくりの推進 内容	H25年度の実施状況・評価
規則正しい生活習慣の推進	・家庭、地域、保育所・学校等と連携し、ゲームや テレビなどメディア対策も含めた啓発を行い、規則 正しい生活習慣づくりを推進します。	・保育所、学校等と連携し、規則正しい食生活習慣づくりについての 出前講座行っている。
●規則正しい食習慣づく		
家庭への啓発	• 両親学級や乳幼児健診、離乳食教室等を通じ、正 しい食習慣づくりの啓発と実践支援を行います。	・両親学級、乳幼児健診、離乳食教室、保育所教室を通じ食に関する 意識啓発を行っている。調理実習等を取り入れながら、食生活改善に つながる啓発に努めている。
	・食に関する正しい知識の普及啓発を行い、生活習慣病の予防につなげます。	また、ケーブルテレビを活用し、子ども料理教室を7月と11月に行った。 ・健康長寿おおなん推進会議子ども部会として、朝ごはん啓発としてチャレンシ企画「親子で朝ご飯募集」
		・広報誌やHP、出前講座、イベント(わくわくフェスタ等)あらゆる場を活用し正しい知識の普及啓発を行う。
保育所・学校等関係機 関との連携	• 保育所 • 学校等における食の取り組みや指導を支援します。	母子保健検討会、保育所連絡会、栄養指導連絡会等で保育所や学校、 保健所、行政等との連携をすすめ、食に関する現状や課題を共有し必要な取り組みについて検討している。
	・保育所・学校等と連携し、家庭の食習慣を見直す機会や食に関する学習の機会をつくります。	・保育所教室、各学校へ出前講座として実施している。 ・健康長寿おおなん推進会議の子ども部会と食育推進協議会で小学校 対象の「家族で作る朝ごはんコンテスト」に取り組み(1月~2月)、 わくわくフェスタで表彰し展示紹介する。 ・11月4日石見中学校で食育に関する公開講座に健康長寿おおなん子 ども部会として参加した。
	• 関係機関と課題や情報を共有し、正しい食習慣づくりをすすめます。	・関係機関と連携し、食に関する課題を共有し必要な取り組みを検討し取り組む。
食育推進計画の推進	・正しい食習慣づくりの取り組みが幅広く展開されるよう、邑南町食育推進計画との調整を図ります。	• 邑南町食育推進計画と調整し、保育所、学校と連携し健診や教室以外で保護者へ啓発する場を上手く活用し正しい食習慣づくり取り組みについて、情報提供や啓発を充実に努めている。
●身体を動かすことが対		
	<ul><li>活動の楽しさが体験できるよう、体を動かす体験 の場づくりを行います。</li></ul>	・ケーブルテレビを活用し7月に親子体操を紹介した。 
	• イベントや行事を活用し、運動をする機会を増や します。	・8月に行われたNHKのラジオ体操公開放送開始前の時間を活用し、健康長寿おおなん推進会議の紹介と運動づくりのPRを行った。
	<ul><li>・元気ネットを活用し、楽しみながら運動できるシステムづくりを検討します。</li></ul>	・元気ネットHPを活用し運動の紹介した。個人の運動情報を入力し モチベーション維持のツールとして活用してもらう。
●こころの健康づくりの		
子どものこころを育て る取り組みの推進	<ul><li>子どもが安心して心身ともに健やかに育つため、 親子のコミュニケーション・家庭での関わりの大切 さを啓発していきます。</li></ul>	大田圏域健康長寿しまね推進会議と共催し、心の健康標語を募集し 受賞作品を周知することで心の健康づくりの啓発を行っている。     受賞作品は広報誌やケーブルテレビで周知し啓発する予定である。
	・家庭・地域・保育所・学校等と連携し、自尊感情 や思いやりのこころを育てるための支援に取り組み ます。	・保育所、学校、行政等関係機関を対象に子どもの心について研修会 を開催した。 ・保健所、学校と連携し、思春期アンケートに取り組んだ。
保護者への支援	<ul><li>子育でに関する相談窓口の情報提供を行います。</li></ul>	・新生児訪問、サロン、乳児相談等相談窓口の情報提供を行い、早期から地域の子育でサービスにつなげ仲間づくりを図っている。
	•子育ての仲間づくりや学習の機会を設け、子育て 家庭の孤立化を防ぐ支援を行います。	
地域で情報把握ができ る体制の整備	・民生委員、学校等関係機関との連携を図り、それ それが早い段階で支援の必要な子どもや家庭に気づ き、支援につながる体制を充実します。	・乳児健診で民生委員(児童部会)が特ち時間を活用し地域の相談者 として顔つなぎを行っている。 ・民生委員会へ地区担当保健師が随時参加し関係づくりを図ってい
	•子どもや若者、保護者に対して学校や地域と連携 し、相談窓口等について目にとまる情報提供を行い ます。	る。 • 町教育研究会、保育所連絡会、要保護実務者会議等保育所、学校行政等連携し情報提供や課題共有を図っている。
	1 ページ	

子どもへの禁煙教育	・学校行事、授業等を活用し、たばこが健康にもた	• 石見中学校行事(11月2日)を活用し、タバコキャンペーンを実
	らす影響をについて、正しい知識の啓発と予防教育 を充実します。	(ミニ健康講座とチラシ・ティッシュ配布)
分煙対策	・子どもをたばこの煙から守る取り組みとして、学校・PTAと協力し各学校の敷地内分煙に取り組みませ、	・ 広報誌、ケーブルテレビ等で禁煙週間のPR ・大田圏の健康長寿と共催でがん対策キャンペーンに取り組んだ。
	・地域における分煙対策に取り組みます。	【(9月10日) ● 集落保健衛生委員の協力を得て、地域において分煙表示配布し、 煙PRを実施
▲フジナがお洒ち伽丰:	 ない、大人が飲ませない取り組みの推進	注
	るが、人人が飲ませなが取り組みの推進 ┃・学校行事、授業等を活用し、アルコールが健康に	• 2月に矢上高校生対象の「はばたき講座」で正しい知識の啓発と
教育	もたらす影響について、正しい知識の啓発と予防教育を充実します。	防教育を実施する予定。
PTAへの知識の普及	・未成年者の飲酒防止のため、保護者へ正しい知識を普及します。	• 学校行事、授業を通して検討する場を持つ中で、未成年者の飲酒 止について情報提供していく。
- / = 1.50 /6: 1 = 1/6 // 6 - /	- にむし歯ゼロ・歯周病予防をめざす取り組みの推進	
正しい知識の普及	・保育所・学校と連携し、むし歯、歯周病に対する 正しい知識の教育をするとともに、口腔ケア技術を 普及します。	・保育所教室で歯科に関する正しい知識の普及を図っている。また 児童クラブ対象に歯磨き指導を行っている。 ・小中学校で、歯科衛生士により学年に応じた歯科教室を行い意請 発を図っている。また、学校歯科医、歯科衛生士、保健師、栄養士 連携した衛生教育も行っている。 ・ケーブルテレビを活用し11月8日に「いい歯の日キャンペーン」 し、歯と口の衛生週間(6月)だけでなく、年間と通した意識啓発 取り組んだ。
フッ化物の応用	• フッ素塗布、フッ素洗口を継続実施します。	• フッ素塗布、フッ素洗口に継続して取り組んでおり、12歳児平 う歯数は年々減少しており、H24年は0.4本だった。(県の目標値 本以下)
歯科検診と教育の推進	・妊娠時期から、口腔ケアの必要性について情報提供し、妊婦歯科検診の勧奨を行います。	妊婦歯科検診の継続実施、併せて必要性の実施と受診勧奨を実施 ている。
保育所・学校との連携	・歯科保健検討会で関係機関と連携し、歯科保健の 調整・検討をします。	• PTA研修会等の場を活用し保護者 • 地域への啓発をしている。
動き盛りの青壮年の健園 ●生活習慣病予防の食		
項目	内容	H25年度の実施状況・評価
食の正しい知識の普及	・生活習慣病を予防するため、適正体重や自分に あった食事・減塩・嗜好品のとり方等についての知 識を普及し啓発します。	・糖尿病予防教室を4回コースで2回実施、特定健診や人間ドック 血糖値が高めの人に対象を絞って実施したことで、参加者の関心な かった。
	・健康への意識を高め、生活習慣病予防の食生活の 実践につながるよう、食に関する教室や料理教室を 行います。	・40代女性を対象に健康ダイエット教室を3回コースを2回実施。 ・おうちご飯教室を20~40代の調理担当者を対象に4回子コース 1回実施した。教室ごとに対象者、内容を絞って実施したことで健 な食生活を身につけてもらうための機会となっている。
	• 元気館トレーニング施設と連携し、運動と併用した健康づくりを支援していきます。	• 元気館にフードモデルを展示し、カロリー等食品やおやつの取りについて情報提供をしている。
若い世代への啓発	・朝食・野菜の必要性等課題に応じた啓発を行います。	・健康ダイエット教室やおうちご飯教室等若い世代を対象にした教 を実施生活習慣病予防の食事について学習できる場づくりをすすめ 適切な情報を提供している。
	• 各種教室やイベントを通じ適切な情報を提供していきます。	
医療機関との連携	• 医療機関と連携し、診療情報提供書による栄養指導を行い、食生活改善を支援します。	・公立邑智病院と実務者会議を開催し連携の推進を図っている。 ・血糖値の高い人の状況把握し、特にHbA1 c7.4以上の方につい は診療情報提供書の承諾をとり町内医療機関との連携を図り、専門が生活指導を行っている。また、町内医療機関には診療情報提供書 積極的な活用を依頼している。
●自分にあった運動の? 運動のエレン知識の等	実践と継続  ・自分にあった運動が実践できるよう、運動の種類	・ 閉経前の女性を対象にロコモ予防教室を4回コースで2回行い、
及	や必要性、知識の普及に取り組みます。	護予防や家庭でできる運動について正しい情報を提供し啓発している。また、退職者セミナー、健康セミナーといった壮年層や男性を象にした教室も12回コースで開催し生活習慣病予防、健康づくり介護予防に関する意識啓発を図った。 ・N一Kのラジオ体操開始前の時間を活用し、健康長寿おおなん推会議の紹介と運動づくり、ラジオ体操のPRを実施した。
	・若い世代が集まる場を活用して、情報提供をし、 青壮年期への啓発を行います。	<ul><li>・職域に出向いて運動づくりについて働きかけを行った。</li><li>・ラジオ体操収録にあわせ、チャレンジ事業に取り組んだ。</li></ul>
連動が実践しやすい環 境づくり	・事業所における運動習慣づくりをすすめるため、 職域との連携強化に努め、運動に取り組む事業所を 増やしていきます。	・健康サポートリーダーの協力を得ながら、地域運動教室を23かで継続して実施できるよう支援している。毎週1回実施できており健康づくりや介護予防についても学習できる場としている。
	・元気館や元気ネットの利用を普及啓発し、運動習慣づくりを支援します。 ・ケーブルテレビを活用し、家庭における運動習慣	●・元気ネットやケーブルテレビを活用し家庭における運動習慣の配をすすめている。
	・	
	討を行います。 ・ウォーキングの日を活用し、歩く(走る)コース	● 各公民館や健康サポートリーダーと連携し、毎月第4土曜日に
	等の情報提供を行い、ウォーキングを継続するため の支援を行います。	・ 各公氏館や健康リバートリーダーと連携し、毎月第4工曜日に ウォーキングを継続するための支援している。参加者も70人前後 多い。内容の充実を図り、新たにウォーキングを始めるきっかけて りを行い、ウォーキングする人を増やしていくことが必要である。
	ウクによけてウェーキングラースの引架を検討し	1
	• 安全に歩けるウォーキングコースの設置を検討し   ます	
	・女主に歩けるリオーキングコースの設直を検討します。 2ページ	

●こころの健康づくりの推進

意識啓発		▲ 保健川(/)協力を停(、、、、への))健康和診(/)継続重加と、 豊民川地・
	・身近な相談の場としてのこころの健康相談の継続と訪問など個別対応を強化します。	・保健所の協力を得て、こころの健康相談の継続実施と、臨床心理による健康相談、保健師による訪問を実施し、個別対応の充実を図でいる。(11月末までで7回18人利用)・若者サポートステーションの協力で個別相談を実施(1回1人利用)
	・こころの健康づくりに対する知識を持っている人を増やし、こころと体のバランスが上手くとれる人を増やすように、学習の機会を設け、目にとまる啓発活動に取り組みます。	用) ・こころの健康づくりに対する知識を持っている人を増やすため、「生委員、健康サポートリーダー、23・24年度受講者等を対象にゲートキーパー研修会を実施した。 ・大田圏域健康長寿しまね推進会議と共催で、心の健康標語の募集し、受賞作品をPRすることで啓発している。また、応募作品はケーブルテレビや広報誌、健康カレンダーで啓発している。 ・自殺予防キャンペーンを自殺予防週間にあわせて実施した。また、報誌やHP、懸垂幕を作成し啓発する計画である。 ・9月の健康講演会に健康長寿心部会として参加し、「うつ〇×クィズ」を実施、チラシやティッシュと全間正解者に景品を配布した。
地域で情報把握ができ	・ 職域や医療機関、地域を含めた関係機関と連携	・事業所訪問(4か所)で相談事業のチラシを配布し、PRした。
る体制の整備	し、うつ傾向など支援の必要な人に早い段階での情報把握と対策を進めるため体制整備を推進します。	
	・相談窓口の周知を図ります。	・相談窓口の周知を強化するため、相談窓口ステッカーを作成し、 会所等へ掲示してもらうよう配布した。
	・こころの問題に気づき、支援できる人が増えるように学習の機会をつくります。	・こころの健康づくりに対する知識を持っている人を増やすため、E生委員、健康サポートリーダー、23・24年度受講者等を対象にゲートキーパー研修会を実施した。講師は公益財団法人身体教育医学研所朴相俊氏 ・大田圏域健康長寿しまね推進会議と共催で、心の健康標語の募集し、受賞作品をPRすることで啓発している。また、応募作品はケーブルテレビや広報誌、健康カレンダーで啓発している。 ・自殺予防キャンペーンを自殺予防週にあわせて実施した。また、理芸ない、関発するとは、アス・ファス・ス・ファス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・
	・相談支援事業や地域活動センターの充実と利用の 促進を図ります。	- 報誌やHP、懸垂幕を作成し啓発する計画である。
職域との連携	・こころの健康相談や出前講座等情報提供を行い、 活用を促す取り組みを行います。	事業所訪問時出前講座のPRと併せ、メンタルヘルス対策の取り組みについても聞き取り調査を行った。(4事業所)     出前講座で心の健康について啓発した。(1事業所)     より多くの職域から要望がでるよう、啓発方法や意識を高める関いについて検討必要である。
	• 連携を強化し、課題や情報を共有してこころの健康づくりに対する意識向上を図ります。	
●喫煙者への禁煙支援 正しい知識の普及・啓	・たばこが健康へ及ぼす影響について正しい知識の	・事業所へ訪問時、健康管理体制等間き取り調査にあわせ、がん検討
発	普及、啓発を行います。	を発事業所登録やたばこの煙のない施設登録についてPRした。(4業所) ・9月10日にがん対策キャンペーンでチラシ等配布した。
相談・治療が受けられる体制づくり	• 身近な場での相談・治療が受けられる体制づくりを行います。	・肺がん検診や胸部CT検査で喫煙者に対し、禁煙外来を紹介する等禁煙に対する啓発を行った。
くる シノグ		xx.6/3 3 6 6 7 6 6 7 6 6
	・禁煙したい人へ禁煙外来等の情報を提供します。	CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。
禁煙外来の情報提供 ●分煙対策の推進	・禁煙したい人へ禁煙外来等の情報を提供します。 ・自治会、事業所と連携し、公共施設、集会施設、 職場などで受動喫煙を防ぐ環境を整備します。	
禁煙外来の情報提供  ●分煙対策の推進 地域や職域との連携  ●適正飲酒への支援 適正飲酒の情報提供	・自治会、事業所と連携し、公共施設、集会施設、職場などで受動喫煙を防ぐ環境を整備します。 ・過剰飲酒がもたらす健康への影響とともに、適正 飲酒量の情報提供を行います。	・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。
禁煙外来の情報提供 ●分煙対策の推進 地域や職域との連携 ●適正飲酒への支援 適正飲酒の情報提供 ●歯周病で歯を失わない	・自治会、事業所と連携し、公共施設、集会施設、職場などで受動喫煙を防ぐ環境を整備します。  ・過剰飲酒がもたらす健康への影響とともに、適正飲酒量の情報提供を行います。	・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。 ・集落保健衛生委員会で分煙表示を配布し、分煙PRをすすめた。 ・広報誌等で情報提供し啓発した。
禁煙外来の情報提供 ●分煙対策の推進 地域や職域との連携 ●適正飲酒への支援 適正飲酒の情報提供 ●歯周病で歯を失わない	・自治会、事業所と連携し、公共施設、集会施設、職場などで受動喫煙を防ぐ環境を整備します。 ・過剰飲酒がもたらす健康への影響とともに、適正 飲酒量の情報提供を行います。	・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。     ・集落保健衛生委員会で分煙表示を配布し、分煙PRをすすめた。
禁煙外来の情報提供  ●分煙対策の推進 地域や職域との連携  ●適正飲酒への支援 適正飲酒の情報提供  ●歯周病で歯を失わない 正しい知識の普及	・自治会、事業所と連携し、公共施設、集会施設、職場などで受動喫煙を防ぐ環境を整備します。 ・過剰飲酒がもたらす健康への影響とともに、適正飲酒量の情報提供を行います。 い取り組みの推進 ・歯周病が健康に及ぼす影響について、知識を普及	・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。     ・集落保健衛生委員会で分煙表示を配布し、分煙PRをすすめた。     ・広報誌等で情報提供し啓発した。      ・広報誌やケーブルテレビで正しい知識の普及啓発をしている。
禁煙外来の情報提供 ●分煙対策の推進 地域や職域との連携 ●適正飲酒への支援 適正飲酒の情報提供 ●歯周病で歯を失わない 正しい知識の普及 歯科検診の推進	・自治会、事業所と連携し、公共施設、集会施設、職場などで受動喫煙を防ぐ環境を整備します。      ・過剰飲酒がもたらす健康への影響とともに、適正飲酒量の情報提供を行います。      い取り組みの推進     ・歯周病が健康に及ぼす影響について、知識を普及します。      ・正しい口腔ケアの方法や、定期歯科検診の勧奨を行い、口腔の健康に関する健康意識を高めます。      ・職域と連携した歯科検診に取り組みます。	・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。     ・集落保健衛生委員会で分煙表示を配布し、分煙PRをすすめた。     ・広報誌等で情報提供し啓発した。      ・広報誌やケーブルテレビで正しい知識の普及啓発をしている。     ・特定健診で歯科相談をし、報告会で歯科指導を行った。特定保健導にて歯科保健指導を行っている。
禁煙外来の情報提供 ●分煙対策の推進 地域や職域との連携 ●適正飲酒への支援 適正飲酒への支援 適正飲酒の情報提供 ●歯周病で歯を失わない 正しい知識の普及 歯科検診の推進	・自治会、事業所と連携し、公共施設、集会施設、職場などで受動喫煙を防ぐ環境を整備します。      ・過剰飲酒がもたらす健康への影響とともに、適正飲酒量の情報提供を行います。      い取り組みの推進     ・歯周病が健康に及ぼす影響について、知識を普及します。      ・正しい口腔ケアの方法や、定期歯科検診の勧奨を行い、口腔の健康に関する健康意識を高めます。      ・職域と連携した歯科検診に取り組みます。      ・職域と連携し、情報の普及を図ります。	・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。     ・集落保健衛生委員会で分煙表示を配布し、分煙PRをすすめた。     ・広報誌等で情報提供し啓発した。      ・広報誌やケーブルテレビで正しい知識の普及啓発をしている。     ・特定健診で歯科相談をし、報告会で歯科指導を行った。特定保健
禁煙外来の情報提供  ●分煙対策の推進 地域や職域との連携  ●適正飲酒への支援 適正飲酒への支援 適正飲酒の情報提供  ●歯周病で歯を失わなり 正しい知識の普及  歯科検診の推進  職域との連携 高齢者の健康づくり、 ●自分の健康状態にあ	・自治会、事業所と連携し、公共施設、集会施設、職場などで受動喫煙を防ぐ環境を整備します。      ・過剰飲酒がもたらす健康への影響とともに、適正飲酒量の情報提供を行います。      ・加取り組みの推進     ・歯周病が健康に及ぼす影響について、知識を普及します。      ・正しい口腔ケアの方法や、定期歯科検診の勧奨を行い、口腔の健康に関する健康意識を高めます。      ・職域と連携した歯科検診に取り組みます。      ・職域と連携し、情報の普及を図ります。      ・譲予防、生きがいづくり、社会活動への支援った食生活の推進	・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。     ・集落保健衛生委員会で分煙表示を配布し、分煙PRをすすめた。     ・広報誌等で情報提供し啓発した。      ・広報誌やケーブルテレビで正しい知識の普及啓発をしている。     ・特定健診で歯科相談をし、報告会で歯科指導を行った。特定保健導にて歯科保健指導を行っている。      ・2月にJAゆとり倶楽部で歯の出前講座を行う予定
禁煙外来の情報提供 ●分煙対策の推進 地域や職域との連携 ●適正飲酒への支援 適正飲酒の情報提供 ●歯周病で歯を失わなり 正しい知識の普及 歯科検診の推進 職域との連携 高齢者の健康づくり、 「●自分の健康状態にあり		・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。     ・集落保健衛生委員会で分煙表示を配布し、分煙PRをすすめた。     ・広報誌等で情報提供し啓発した。      ・広報誌やケーブルテレビで正しい知識の普及啓発をしている。     ・特定健診で歯科相談をし、報告会で歯科指導を行った。特定保健・導にて歯科保健指導を行っている。
禁煙外来の情報提供  ●分煙対策の推進 地域や職域との連携  ●適正飲酒への支援 適正飲酒への支援 適正飲酒の情報提供  ●歯周病で歯を失わなり 正しい知識の普及  歯科検診の推進  職域との連携 高齢者の健康づくり、 「●自分の健康状態にあり 項目 バランスのよい食生活		・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。     ・集落保健衛生委員会で分煙表示を配布し、分煙PRをすすめた。     ・広報誌等で情報提供し啓発した。      ・広報誌やケーブルテレビで正しい知識の普及啓発をしている。     ・特定健診で歯科相談をし、報告会で歯科指導を行った。特定保健導にて歯科保健指導を行っている。      ・2月にJAゆとり倶楽部で歯の出前講座を行う予定      ・出域運動教室等の場を活用し、食の実態調査を実施し、現状を把き

●自分の健康状態にあっ	た運動による	介護予防の推進
	ノル (半半川に)へる)	

●自分の健康状態にめる	った運動による介護予防の推進	
運動の正しい知識の普及	• 自立していきいきと自分らしく生きるために、運動の必要性を啓発していきます。	・健康づくり大会を9月7日に開催~講師公立邑智病院石原院長、日高秀運動指導士~ ・羽須美老人クラブでロコモ予防の出前講座を開催(8月1日) ・教室、ウォーキング、出前講座、広報誌やHP等利用し、ロコモティブシンドローム予防のための啓発を実施した。
	・自分の健康状態(疾病や疼痛)にあった運動を啓発し、継続のための支援を行います。	・元気館を中心に具体的な運動指導の場を確保し、効果的な運動を推進している。
	•50~60歳代から健康づくり、介護予防に取り組む意識づけを行います。	・健康セミナー、健康と女子カアップ教室等50~60代を対象の教室を開催し、壮年期から健康づくり・介護予防に関する意識啓発を図っている。
運動実践者を増やす	• ロコモティブシンドローム(運動器症候群)予防のため、運動を実践する人を増やします。	・教室、ウォーキング、出前講座、広報誌やHP等利用し、ロコモティブシンドローム予防のための啓発と環境づくりに努めた。
運動しやすい環境づくり	・身近な運動する場を整備し、誰もが運動しやすい環境づくりに取り組みます。	・ウォーキング、運動教室等公民会、健康サポートリーダー等連携 し、身近な運動する環境づくりに取り組んでいる。また、運動教室 (23か所)が自主的に運営できるよう、健康サポートリーダー養成 や再講習等で地域のリーダーを育成している。
●地域におけるこころの	の健康の環境整備の推進	
相談体制の整備	・高齢者のストレスの原因に多く見られる、介護や自らの健康への不安を解消するために、気軽に相談できる体制づくりの促進に努めます。 ・ストレスの解消、閉じこもり予防等のための出か	65歳以上の方全員に基本チェックリストの調査を行い、必要な人へ保健師による個別支援を行っている。     保健所の協力を得て、心の健康相談の継続実施      介護予防推進計画関係者と連携し、必要な取り組みについて検討し
	ける場づくりや、内容の充実を福祉等関係機関と連携しながら促進します。 ・関係機関と連携し、地域で高齢者を見守る体制づくりを進めます。	でいく。  ・こころの健康づくりに対する知識を持っている人を増やすため、民生委員、健康サポートリーダー、23・24年度受講者等を対象にゲー
		トキーパー研修会を実施し、早期対応の中心的役割を担って頂けるよ
▲ニニスの歴度がくり。		う実施した。
●こころの健康づくり(	の取り組みの推進 ┃• うつ状態の人への対応方法を含めたこころの健康	- 0日の原本建定会に原本日本心却会として会加し、会議マ時につい
意識啓発	つつ状態の人への対応力法を含めたことの健康 づくりについて、各保健事業や出前講座、公民館活動等の場などを利用して、情報提供の充実に努めます。	・9月の健康講演会に健康長寿心部会として参加し、介護予防について参加者に啓発した。 ・大田圏域健康長寿しまね推進会議と共催で、心の健康標語の募集 し、受賞作品をPRすることで啓発している。また、応募作品はケーブルテレビや広報誌、健康カレンダーで啓発している。 ・自殺予防キャンペーンを自殺予防週間にあわせて実施した。また広報誌やHP、懸垂幕を作成し啓発する計画である。
●喫煙者への禁煙支援		
正しい知識の普及・啓 発	・たばこが健康へ及ぼす影響について正しい知識の 普及・啓発を行います。	・肺がん検診や胸部CT検査で喫煙者に対し、禁煙外来を紹介する等禁煙に対する啓発を行った。
禁煙外来の情報提供	・禁煙したい人へ禁煙外来等の情報を提供します。	・CT検診受診者へ禁煙外来を紹介するなど禁煙指導を行った。
●自分の歯を守る取り		
正しい知識の普及	・ 歯周病が健康に及ぼす影響について、知識を普及します。	・出前講座等で正しい知識の情報提供を行っている。
定期歯科受診の推進	・正しい口腔ケアの方法や、定期歯科受診の勧奨を 行い、口腔の健康に関する健康意識を高めます。	<ul><li>特定健診で歯科相談をし、報告会で歯科指導を行い必要者には受診 勧奨を行った。</li><li>希望される福祉事業所職員に口腔ケアの活用に関する研修を行い、 スタッフの質の向上を図っている。</li></ul>

## (3)疾病の早期発見、合併症・重症化予防の推進 ●糖尿病、高血圧予防の効果的な保健事業の推進

項目	内容	H25年度の実施状況・評価
早期発見、早期治療体制整備	• 腎疾患、脳血管疾患重症化予防のための糖尿病、 高血圧等の早期把握と支援体制を整備し、ハイリス ク者管理を進めます。	年度ごとにハイリスク者台帳を整備し、状況を把握している。     糖尿病教室に新規に取り組み、ハイリスク者への情報提供や実技指導を行い重症化を予防するよう努めている。
第2次特定健診等実施 計画の推進	・第2次特定健診等実施計画を策定し推進します。 (重点目標) ①特定健康診査受診率の向上 ②特定保健指導実施率の向上 ③メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少 ④生活習慣病予防の取り組み強化 (詳細は第2次特定健診等推進計画参照)	・第2次特定健診等実施計画に沿って受診率・保健指導率向上に向けて取り組んでいる。健診においては島根大学との連携、健診未受診者に対する受診勧奨、送迎バス、精密検査受診勧奨、商工会や誘致企業等職域との連携し取り組みを推進している。
魅力的な特定健康診 査・保健指導体制づく り	・禁煙、適正飲酒を含めた保健指導、栄養指導の実施体制づくりに努めます。	・健診時のアンケートや健診報告会、教室等で個々の状況に応じて情報提供し行動変容に結びつける。
	• 健診内容の充実	・町民課や島根大学と連携した取り組みを継続している。特定検診では、基本項目に加え、心電図、貧血、尿酸、クレアチニンは全員実施、歯科相談・グミによる交合力検査、骨粗鬆症検査(瑞穂、石見地域)、減塩モニタ(羽)、呼吸機能検査、認知情動検査、歯科相談等魅力的な健診となるよう努めている。今後は働き盛りで忙しい人のためのスピード健診を検討する。
医療機関との連携強化	・医療と連携した保健指導等の実施体制の整備をす すめます。 (医療機関との実務者会、生活習慣病対策検討会	公立邑智病院と実務者会は実施したが、生活習慣病対策検討会は実施できなかった。     2月に医療福祉調整会議で「町の糖尿病対策について」検討する。
健康相談、健康教室、 訪問の充実	・町民が個人・家族・地域ぐるみで健康づくりに積極的に取り組めるような情報提供・相談窓口・訪問活動を充実します。	• 対象や目的を整理し、健康相談、健康教室、訪問に取り組んでいる。
継続した評価体制	・事業が効果的に行われているか関係機関と連携を 図りながら、効果、継続性等一定の評価を行いま す。	・単年度、中期、長期計画を計画の沿って検討し、事業効果等随時評価を行っている。

●がん対策の推進

●ガル対束の推進		
がん予防と早期発見の 推進	・がんに対する正しい知識の普及を図り、がん死亡、罹患者数の減少、受診勧奨、受診率の向上、要精密検査受診率の向上を図ります。	<ul><li>・チラシ、ケーブルテレビ、がん対策キャンペーン等で目や心に留まる啓発活動を健康長寿おおなん推進会議のメンバーと取り組んでいる。</li><li>・学校、家庭、地域における受動喫煙防止の取り組みとして、分煙ポスターを集落に配布した。</li></ul>
がん対策推進計画の推進	・第2次がん対策推進計画を策定し推進します。 (重点目標) ①壮年期のがん死亡率の低減 ②がん患者及び家族が安心して治療、療養生活を送るための身近で相談できる拠点づくりを重点目標としています。 (詳細は第2次がん計画を参照)	・集団検診・施設検診の充実として受診しやすい検診体制づくりとしてセット検診の継続と日曜日検診の日数を増やす、ランチタイム検診に取り組む等)、がん発症危険年齢への働きかけの強化、職域関係団体と連携した受診しやすい体制づくりを進める、3年未受診者への受診勧奨、肝炎啓発と受診勧奨、精密検査受診勧奨等に取り組んだ。
継続した評価体制	・事業が効果的に行われているか関係機関と連携を 図りながら、効果、継続性等-定の評価を行いま す。	・各種受診率、精密検査受診率、がん発見、職域の取り組み等年度ごとに状況をまとめ5年に1回程度事業評価を行う。(次回は29年度)

### (4) 多様な実施主体における効果的な連携と体制づくりの推進

多様な実施主体における効果的な連携と体制つくりの推進			
●地域、学校、職域と	職域と連携強化した町民運動の推進		
項目	内容	H25年度の実施状況・評価	
多分野との連携強化と 体制づくりの推進	・健康長寿おおなん推進会議のネットワークを強化 し、活動を推進します。	・推進会議を年2回(6月と2月)開催し第2次健康増進計画に向けた新たな委員による体制づくりをした。	
	• 各種団体において主体的な健康づくり活動が行えるよう支援します。	・年度当初各部会ごとに年回の取り組み計画をたて、主体的な活動が 行えるようにしている。	
	・学校保健や職域における課題について、それぞれ に係る構成団体と共有し、連携して取り組む場をつ くります。	・母子保健検討会、保育所連絡会、町教育研究会、栄養指導連絡会等 それぞれに係わる構成団体と課題を共有し、それぞれの分野でできる 取り組みを検討している	
●保健と医療、介護、	福祉と連携した取り組みの推進		
包括的ケア体制づくり の推進	・健康を支え守るための社会環境づくりのため、保健・医療、福祉分野をはじめ関係各課と連携を図ります。	保健課包括会議を2カ月に1回開催     包括支援センター主催の高齢者サービス調整会議へ参加し関係者と連携     公立日智病院主催の会議に出席	
介護予防の推進	・介護予防計画との整合性を図り、介護予防につながる高齢者健康づくりを推進します。	・介護予防計画関係者会議に出席し、保健課としてできる介護予防につながる高齢者健康づくりを推進している。	